

(第一類 第四号)

衆議院第六十九回國外委員會

昭和五十七年六月二日(水曜日)

卷之三

理事 愛知 和男君 理事 稲垣 実男君
理事 奥田 敬和君 理事 川田 正則君

出席國務大臣	理事 奥田 敬和君	理事 愛知 和男君
理事 高沢 寅男君	石原慎太郎君	鯨岡 兵輔君
佐藤 一郎君	浜田卓二郎君	兵輔君
浜田卓二郎君	山下 元利君	佐藤 一郎君
東中 光雄君	井上 普方君	北村 義和君
小林 進君	井上 普方君	小坂善太郎君
伊藤 公介君	河上 野間君	竹内 黎一君
	井上 泉君	松本 十郎君
	民雄君	友一君

出席政府委員	外務大臣 櫻内 義雄君	防衛厅防衛局長 塩田 章君	外務政務次官 辻 英雄君	外務大臣官房長 伊達 宗起君	外務大臣官房外務參事官 都甲 岳洋君	外務省北米局長 淺尾新一郎君	外務省條約局長 栗山 尚一君	外務省國際連合局長 門田 省三君
--------	-------------	---------------	--------------	----------------	--------------------	----------------	----------------	------------------

本日の会議に付した案件	内閣総理大臣官房 参考事官	村田省三君
	通商産業省機械 情報産業局航空	
外務委員会調査 室長	機武器課長	坂本吉弘君
伊藤		
政雄君		

○中山委員長 これより会議を開きます。

開会に先立ち、公明党・国民会議所属委員に対し出席を求めたのであります。いまだに出席がありません。やむを得ず、議事を進めます。

過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用の禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件及び細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案を一括して議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。河上民雄君。

○河上委員 ただいま委員長からお話をございました三条約に関しまして一、二点御質問いたしました

いと思います。

過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすとするが、あると認められる通常兵器の使用の禁止とするの件（条約第一五号）は制限に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第一六号）環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用的禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第一六号）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件（条約第二〇号）細菌兵器（生物兵器）及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案（内閣提出第七九号）

それに先立ちまして外務大臣の御意見を承りたいのであります。が、けさの新聞等でも報道せられておりますように、スウェーデンの元首相のバルメ氏を長いたしましてわゆるバルメ委員会が報告書をまとめまして、その中で、今日の状況で非核地帯構想が非常に重要だということで非核地帯構想を提案をいたしまして、今回の第二回国連軍縮特別総会に当たつて国連総長にこの案を提出するというふうに伝えられておるわけでござります。さきに衆議院、参議院本会議におきまして第二回国連軍縮特別総会に関する決議が採択されました。が、その中におきましても第四項におきまして非核武装地帯構想の推進について触れられておるわけでありますけれども、これは当然のことではあります。が、日本政府としても重大な関心をしておられると思いますし、賛意を表せられる

はこれに關する條約もあるわけでして、そういうふうなことから見まして、また、先般の国会におけるわが国の決議、各党全会一致でございますけれども、そういう点から見まして、やはり日本の政府として、この問題についてもつと積極的に世界に訴える責任があるのでないか。今回の第二回国連軍縮特別総会はその絶好の機会ではないかと思ひますけれども、その点につきましても一度外務大臣の御所見を承りたい。

○櫻内國務大臣 現に、地域によつてはすでに非核地帯の条約のできておるところもござりますが、それぞれ經緯があるのでございまして、まさにパルメ委員会が指摘しておるとおり、話し合いによって非核地域を拡大していくよう、これは大變現実的な提唱であると私は思うのであります。

○櫻内國務大臣 パルメ委員会が第二回軍縮特別総会を前にいたしまして貴重な提言をされたということは、私もその価値を認めるものでございました。ただいま河上委員から特に非核地帯についてお触れでございますが、パルメ委員会の提唱は、まず欧州においてそういう地帯を設ける必要がある、こういうふうに言つておると認識いたしました。そして話し合いによつてその他の地域においてもそれを広げていくようにと、こういうことでございまして、パルメ委員会の言われておるとおりに、そういうような手段によつて非核地帯が拡大されいくことは、そういうことを目標にすることについては大事なことではないかと思います。

○河上委員 いまの大臣の御見解でござりますけれども、この非核地帯構想につきましては、もちろんヨーロッパから始めるというような意見もありますけれども、すでに中南米諸国におきまして

また、国会における決議を踏まえて日本政府も
そのような熱意を持つように、こういうことでござ
いまして、非核地帯を設けることを目標にして
話し合いを進めていく、それについて熱意を持つ
ことに私はやぶさかではございません。
○河上委員 それでは、きょうは条約審査でござ
いますので、いまの大臣の御見解を今後さらに一
歩進めていただくことを期待いたしまして、条
約の内容について若干御質問をいたしたいと思
います。
過度に傷害を与える又は無差別に効果を及ぼすこ
とがあると認められる通常兵器の使用の禁止又は
制限に関する条約、これをきょう審議することに
なつているわけでありますから、その第二条に「他
の国際取極との関係」というのがございまして、
その中に次のよう書いてあります。「この条約
又はこの条約の附属議定書のいかなる規定も、武
力紛争の際に適用される国際人道法により締約國
に課される他の義務を軽減するものと解してはな

三四六

あくまで平時からその点ははつきりさせてこそ初めて権威を持ち得るものだということを私はここで注意を喚起しておきたいと思うのであります。

なる、この國際人道法は、あつては國連の

なま、この国际人がおとしむことに問題してもう一つお伺いしたいのですが、今回の第二回軍縮特別総会に向けての国会決議の第五項に「国际人道法に反する化学兵器等の使用、開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄のための」文々となつておりますが、大臣、この化学兵器というものはやはり国际人道法に反するという御見解を確認されますか。

卷之三

○河上委員 それでは、きょうはちよつと時間が短くて残念でございますけれども、先ほど申しましたような点につきましてはなお今後明確なお答えを乞ひます。

えをいたたきたいと思っております。
なお最後に一問だけ、この三条約と若干関係あるのであります。当面の問題としていわゆるフォーランド島の紛争について、これを戦争と

見るか紛争と見るか、なかなかむずかしい問題があるかと思いますが、国連の安保理事会ではアルゼンチンの最初の行動について、これはよくないことだということになったと思うのでありますけれども、その後のイギリスの行動につきまして國

連においてどのようにしているか。イギリス側は、みずから出動の根拠として、これは国連憲章第五十一条ですかを挙げているわけですが、それをよく読みますと、国連が実際的な行動をとるまでの一つの暫定的な処置としてそれが認められる、こういうことになっているわけでして、その後大分時間がたっているわけですし、特に日本政府は国連の安保理事国の一いつでございますので、こ

の問題についてどういうふうに処置をされておるか、または処置をされるつもりか、それだけ伺つて私の質問を終わりたいと思います。

フォーサイズ諸島を武力で占拠いたしました
アルゼンチンの行為といふものは、国連憲章の二
条違反であるといふのが私ども日本政府の立場で
ございまして、安保理事会の決議五〇二もこのよ
うな認識の上に立ったものであらうといふうに
考えます。

次に五十一条との関係で申し上げますと五十二条はただいま先生御指摘のよう安理会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間として加盟国の自衛権の行使を認めておる、こうしたことございまして、イギリスは從来から安理会にイギリスがとつておる軍事行

動についてこの第五十一条に基づいて報告をしておりますが、イギリスの立場というものは五十五条に基づいた自衛権の行使である、すなわち安保理事会が決議五〇二で御承知のように平和の破壊が存在するという認定を行つたわけでござりますが、その平和を回復するために必要な措置がまだとられるに至つていない、したがいましてその間イギリスとしては自衛権の行使を五十一条に従つてとの憲法がある、こういう立場をイギリスは

河上委員 私が伺いたいのはその次でして、それじや安保理事会で日本政府としてはどういう主張をし、また安保理事会の方向をどっちの方向へ持つていこうとしておるのかということです。

○門田(省)政府委員　お答え申し上げます。

安保理事会におきましては、四月三日の安保理決議五〇二が採択された時点におきましてわが国はその立場を明らかにいたしております。五〇二の骨子は、敵対行為の即時停止、アルゼンチン軍のフォークランド諸島あるいはマルビナス諸島よりの即時撤退、問題の平和的解決のための外交交渉の継続、この三点でございます。わが国はこの

決議に賛成いたしておりますし、問題の平和的解決のために関係国が決議の趣旨に沿って有効な行動をとるようについてことを訴えたところでござ

卷之三

いります。その後の進展につきましては、御承知いただいているとおり、アメリカのヘイグ国務長官の調停が成功しない、ということございまして、その後を受けて国連のペレス・デクエル事務総長が事務総長の権限において調停工作を試みた。これも実を結ばなかつたわけでございますが、その後さらに安保理におきまして決議五〇五を採択いたしました。

かしまして、その骨子は決議五〇二の目的に沿う
ように事務総長がこれまでの努力を踏まえた上で
さらに調停工作を継続するということをございま
して、わが国はこの事務総長の調停工作に大きな
期待をかけ、またできるだけの協力をするという
ことで対処いたしております。

○**河上委員** もう時間が参りましたのでこれでやめますが、ひとつ大臣、今度はジユネーブにもまた国連にもいろいろチャンスがおありと思いますので、ただ見守るだけでなしに、安保理事会の一員として、日本政府としてできるだけ早くこうした不幸な事態の解決のために努力をすることを強く望みまして、私の質問を終わりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

○小林(進)委員 私は、この三条約、一つの国内法案を見まして、何というつまらない、くだらぬ条約もあつたものだと思った。しかし、これがいわゆる国連の軍縮総会においてになる総理大臣に対するおみやげだから早く通せとなると、何で

これがおみやげになるのか、それもわからない。わからぬのです。率直に申し上げるけれども、こんなつまらない条約、これを読みながら、私はこの表面にちょっととメモだけさつさつとやってみた。メモだけでも、何だこいつは、米ソ二超大国のエゴだけからでき上がった条約じゃないかというのがまず第一番目だ。

が署名しているというけれども、批准したのが今までメキシコ、中国、フィンランドたつた三つだ、あとは署名だけですっぱかしている。これは

本居宣長著　日本書院　明治三十一年九月

一体どういうのだ。
それから第一、この兵器は、いわゆる過度に傷害を与えた時は無差別に効果を及ぼすという兵器は非人道的効果をもたらすおそれがある——何言つてゐるの、あなた。戦争それが自体がこれほど非人道的なものはないじゃないか。こんなことに養成すれば戦争自体を認めることになる。実に矛盾しているよ。戦争は人道的だが、過度の兵器は非人道的だ。二つとも、二つとも、どちらも

人道的だなどいうことはそういう説教も成り立つ理屈なんだ。ばかばかしいじゃないですか。それから、わが日本は専守防衛国だという、あなた方の言葉だ。海外には派兵しないと言つていいのだ。それなら、わが日本に、こんな過度の傷害を与える地雷だのこんなトラップをもし国内に

つくったとしたら一体だれが被害を受けるのか。日本国民が全部やられてしまうじゃないか。こんな兵器を日本でつくれば被害を受けるのは日本国民だけなんだ。専守防衛、いわゆる海外派兵しないというたてまえから言えば、そんなばかなことを日本がやるわけないじゃないの、気運いでない限り。こんな条約は、専守防衛という原則がある限りは日本には実に無用の長物だ。なぜこんなもの夢中になつて審議しなければならないのか。

それから、まだ言えるなんだな。この協定の後ろに三つばかり書いてあるが、やれ最後は焼夷兵器の使用の禁止云々とか言つているが、それといまできてる通常の兵器と殺傷を及ぼす比率は一体どれだけ違うの、その比率をひとつ言つてごらん。数字で出してくれ。数字を出さなければ、こんなものは曰くそ鼻くその部類だ。

はそこら辺から入つてもらいたいな。外務省、一
体どうしているんだ。

今度も国際条約なんかの――いろいろ書いて連の事務総長に何とか管理を委託すると言つてゐるのだけれども、国連なんというものがこの条約を実行し違反したものに対し一体どれだけ効果があるのかね。いまわが党の河上さんが言つていてたけれども、フォーカランド一つでも、じゃかじゃかやつているが、国連があのばかな戦争をなぜ停止できないのだ。何にも力のないのを露出しているその前に、われわれがこんな無意味な条約を審議していなければならぬ理由は一体どこにあるんだ。昔の人の言葉に、「大宮人は暇ありや櫻かざしてきようも暮らしぬ」というのがあるが、これはまさにわが国、国会などというものは、外務委員会などというものはその大宮人みたいなものだよ。桜かざしてこういう現実に即しない条約を審議しているという感を私はたまたま深うしたのであります。

けれども、いま承りましたらわが党もこの約には賛成するということになりますから、まず一時間質問を続けて、最後には残念だが賛成に参りたいと思います。

まず、いま申し上げましたことからいつて不満の一つは、第二次世界大戦後の一九六一年九月から米ソ超大国が軍縮を行うことに合意した、ここからやつと国連を中心にして軍縮に対する条約といふものが日程に上つていつた。それから出てくるものは全部米ソの息のかかつたものだけなんぢよ。言いかえれば米ソという超大国が合意しない軍縮条約といふのは今日まで一つもないのだ。しかも、その米ソを中心にして作成された条約といふものは、米ソがもう戦略的に、戦術的に、技術的に必要がなくなつたものだけなんだよ。彼ら自身にはもう必要がないけれども、以下の小国、日本も含めて、そういう国だけを制約していくうと、いう超大国のエゴのもとに軍縮条約はみんなできあがつてゐる。いま人類を脅かしているものは、

日本も含め、まあイギリス、フランス、みんな含めて、この人たちがいま人類を脅かしているのじゃないのですよ、米ソの二つの超大国なんです。これが一番悪者なんだ。この悪者に被爆国としてまともに取り組むという姿勢がいま日本に一番必要なんだ。外務省に一番必要なんだ。外務官僚に一番必要なんだ。ところが、これを全部見ているとこの二つの超大国、特にアメリカ、これはこの前も言つたが、特にアメリカの中でも野党とか住民の意向を無視してレーガンとかマッカーサー——マッカーサーは違いますけれども、そういう時の権力者の意向に追随をしていこうといううわが外務官僚の習性がある。その習性からこういうのが出でているから私は不愉快で不愉快でたまらぬのだ。一体どうですか。私がいま申し上げましたすべての軍縮条約といふものは米ソ二つの超大国の発想から生まれているということに対しても、外務大臣いかがですか。私の言うことにうそがありますか。

日本も含め、まあイギリス、フランス、みんな含めて、この人たちがいま人類を脅かしているのじゃないのですよ、米ソの二つの超大国なんですね。これが一番悪者なんだ。この悪者に被爆国としてまともに取り組むという姿勢がいま日本に一番必要なんだ。外務省に一番必要なんだ。外務官僚に一番必要なんだ。ところが、これを全部見てみるとこの二つの超大国、特にアメリカ、これはこの前も言つたが、特にアメリカの中でも野党とか住民の意向を無視してレーガンとかマッカーサー——マツカーラーは違いますけれども、そういう時の権力者の意向に追随をしていこうというわが外務官僚の習性がある。その習性からこういうのが出でているから私は不愉快で不愉快でたまらぬのだ。一体どうですか。私がいま申し上げましたすべての軍縮条約といふものは米ソ二つの超大国の発想から生まれているということに対しても、外務大臣いかがですか。私の言うことにうそがありませんか。

○小林(進)委員 いずれにいたしましても、皆さんは方の発想はいつでも大国、特にアメリカ追随主義です。何でも大きなものについていて御身大切にいこうというのが基本で、こういう軍縮や核に対してはわれわれは唯一の被爆国としてわれはわが道を行く、二超大国何ものぞ、おまえたちは世界の悪だぐらいの毅然とした態度が欲しいというのが国民の願いなんです。それがなくて、大国に追随をしていこう、これが私の不満の第一だ。今度提案している三条約もみんな米ソ主導型の軍縮条約、わが日本の独自性というものは何にも出でていません。

続いてお伺いしますが、日本は国際紛争を解決する手段として武力を行使しないとする平和憲法を持つていてる世界の唯一の国だから、この点においては一番積極的に発言し得る立場にあるんですねから、その日本が核兵器の廃絶を求めるということは、これは当面する人類の悲願なんですよ。この条約なんぞ一々言つたつてしようがないけれども、この条約の中にあるアービートラップなどから地雷だとか焼夷兵器、そういう三つの過度的兵器を条約の中に述べているんだが、こういうものよりも、いま人類が一番要望しているのは核兵器の磨滅なんでしょう。アービートラップなんといふものはいま人類はそれほどおびえていないんだ。地雷なんといったものはだれもおびえていないんだよ。いまおびえているのは核兵器なんだよ。それを一番主張し得るのはわが日本でしょう。それを主張する権利も義務もわれわれは持っているのになぜそれをやりにならないかということ、これをどうお考えになつていてるか、これが私の不満の第二点です。外務大臣、せめてこれくらいお答えくださいよ。

われは努力すべきである、日本が訴える軍縮外交というものの中心は核の廃絶を目指したものである、言い換えれば核軍縮である、この点はしばしば答弁されているところというふうに私は理解いたしております。

ただ、その場合に、廃絶に向かう道のりはどうあるか。現実の国際社会におきましては実効性のある方法をもつて一步前進していくということが結局は目的に沿うゆえんであるということから、わが方といたしましては核軍縮の実効性の伴うような方策を打ち出していくことについている、この点は御了解いただいているところで存じます。

○小林(進)委員 君は国連局長と言っているんだけれども、君なんかがついているから外務大臣も前進的じやなくて、だんだん後退的にならざるを得ないことで、嘆かわしい至りだけれどもね。

外務大臣は今夕お立ちになつて、それからパリへ行つてサミットに出席されて、軍縮会議にも総理と一緒においでになると思うのだが、これに関連いたしましてぜひひとつパリでも軍縮会議でもこれから私の言うことをまとめて主張してもらいたいと思うんだ。

それは米ソの指導者は、アメリカのレーガンもあるいはブレジネフもやはり全面的な核戦争といふものは何とか避けなければならぬないと考えていることは事実だ。事実だが、その中のアメリカのレーガンの考え方は、これはアメリカ本土における核戦争は避けなくちゃならない。けれども、本土以外では、それがあるいは必要なときは、限定核戦争でときにはそれをやり得る場合も考えなくちゃならないという、こういう観点に立つている。これがおつかない。

いみじくもけさの新聞によりますと、例のスウェーデンのパルメが、これは、私はスウェーデンに行つて親しく話をしきましたがりつぱなものがございましたよ。このパルメが、彼がいみじくも言つたんだな。いわゆる核戦争の限定戦争なんというのはナシセンスなんだ。核戦争があ

ばこれは無限に拡大していく。で、数字を挙げて
いる。そのときにはアメリカの国民が一億五百万
人から六千万人も死んでしまうというのだ。これ
は彼の科学的な推定から出るんでしよう。ソ連は
五千万から一億人だというのだ。むしろアメリカ
よりもうんと被害が小さい。こういう発表をして
いるんだな。これに対してもアーリカの国民
でまだそのレーガンの政策を支持している者は、
まあアメリカの本土においては核戦争はないん
だ、われわれは被害がないんだ、アメリカ外でや
るんだからということで支持しようというのが五
〇%を超えてるというなんだね。これが、今度は
アメリカ本土にもこの核の被害が及ぼすというこ
とにありますと、アメリカ国内における世論も
ぐつと変わりますよ。もうあなたがパリへ行つて
いるところには、このパルメ報告書に基づいてアメ
リカにおいてはマクナマラだとケネディあたり
の主張がぐつと出てきて、レーガンの姿を見る影
もなく薄らいでいく。そこをひとつ考えてこれが
やつてあるといふと、ソ連は黙つていわゆる劣勢のまま現
状を維持しているか、そんなことはあり得ない。
○櫻内国務大臣 レーガン大統領は限定核戦争は
やるんだ、こういう御認識が前提を中心で御所論
があつた、こう思うのであります。私は、被爆
国の日本から見て、限定核戦争が行われる、また
そういうことを現実にレーガン大統領が考えてお
るというようなふうには考えない一人であります。
何といつても、このような核兵器の使用による
悲惨な状態というものが二度と起きてはならない
い、これはもうわれわれのかたい決意であるわけ
でございまして、また、どのような悲惨なことに
なるかということは多くの世界の人たちが認識を
しておるところだ、こう思うのであります。した
がつて、限定核戦争はあるんだという前提には私
は立たないわけでございまして、先般国会で、両
院で決議をしていただきましたとおり、われわれ
が被爆国の立場から悲惨な核戦争を、仮に限定し

ようと、こうなりました、それは本格的な核戦
争につながるものでございまして、そういうこと
については、われわれとしては繰り返しこのよう
な事態を起こしてはならないというかたい決意で
臨んでいきたいと思います。

ただいまパリへ行きあるいはニューヨークへ
行つてしつかりやつてくるようにといふ小林委員
のお話でございますが、もうそのとおりにやつて
くる考え方でございます。

○小林(進)委員 けさも早々に起きてテレビを見
ておりましたら、またレーガンが核軍縮会議の問
題に関連して、やはりいま米ソの核兵器を現状で
凍結することは、ソ連にむしろ利益を与えること

になりますが、あくまでも、やはりアメリカは核を優先的に持つ
ていて、ソ連の現状よりもアメリカの核の数が
優位に立つたの次に、いわゆる米ソの核軍縮の
話し合いに入らなければという主張を依然として
やつておるんですね。これは、やはり片方から考
えれば、アメリカが仮にソ連の核より有利になつ
た場合に、ソ連は黙つていわゆる劣勢のまま現
状を維持しているか、そんなことはあり得ない。

○栗山政府委員 二つの点でお答え申し上げま
す。

一つは、この条約との関連で申し上げれば、表
題に明記してございますように、この条約は過度
に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがあ
ると認められる通常兵器の使用の禁止又は制限に
関する条約でございますので、この条約の文脈の
中では核兵器というものは対象になつております。

それからその次に、一般国際法の問題としまし
て、過度に傷害を与えた場合は無差別に効果を及ぼ
すことがあるという兵器一般の中に核兵器という
ものが入るか、この御質問に対しましては、従来
から政府がお答え申し上げておることの繰り返し
になりますが、一般的に兵器の規制に対しましては、従来
だけ禁止していくべきだ、こういう考え方方が国際
のバランスでもって兵器の規制を行っていく、そ
の基準に照らせば、過度に傷害を与え、無差別に
効果を及ぼすことがある、そういう兵器はできる
だけ禁止していくべきだ、

法あるいは戦時国際法の根底にあるといふことは
通ずるんですよ。核の無限の大拡大競争だ。そ
ういうことを、いみじくも日本の外務大臣や総理大
臣や外務省の官僚がこのレーガンの主張を認める
ようだつたら、われわれはこの国に生きている自
信を失つてしまふ。国籍を早く返上しなくちゃな
らない。それを私は申し上げてるのであって、
そういう間違いをパリからニューヨークに至る間
においてひとつひとつ整理をしていただきたい
が申し上げておるところでござります。

○小林(進)委員 同じことの繰り返しになるけれども、それならば前文の中に麗々しく、過度の傷
害だと無用の苦痛だとか、何でこんな美辞麗句
を飾る必要がある。これは前文ですよ。条文の魂
です。それほど氣のきいたことを言うならば、
一番過度の傷害を与えるものは、こんな通常の化
学兵器よりもっと核兵器なんです。無用の苦痛
を申し上げましたアーピートラップなどの地
雷が入つている。この中で一体核兵器が入つてい
るのかどうか。これは決まつておるようなことで、先
ほど私が申し上げましたが、この地雷が入つてな
いのか、外務省。時間がないのでひとつ早くして
くれ。

そこで、また本論へ戻りますけれども、この特
定通常兵器禁止条約の前文に、「過度の傷害又は
無用の苦痛を与える兵器」云々ということでお
りますけれども、お伺いしておきたいのです。
核の兵器は人道的でない、非人道的だとおっしゃ
るならば、この過度の傷害、無用の苦痛を与える
兵器の中には一体核兵器が入つてないのかどう
かとお尋ねするのです。そこら辺が私が実にくだら
ない条約だと申し上げておる理由なんですね。
いま一つ、外務大臣これからまたパリへおいで
になりますから、ついでにちょっとお伺いいたし
ておきますけれども、日本は、国連の総会の場に
おいても非核三原則を總理がお触れになるかどうか
か、私これは非常に興味を持つて見ているので
言つておるのです。そこら辺が私が実にくだら
ない条約だと申し上げておる理由なんですね。
いま一つ、外務大臣これからまたパリへおいで
になりますから、ついでにちょっとお伺いいたし
ておきますけれども、日本は、國連の総会の場に
おいても非核三原則を總理がお触れになるかどうか
か、私これは非常に興味を持つて見ているので
言つておるのです。日本はあくまでも非核三原則を尊重するとい
うことをおつしやるのかおつしやらぬのか。これ
は必ず出てくると思いますがね。ならば、一九八
三年までにアメリカは太平洋艦隊に全部トマホー
クを搭載することを決定しております。資料は全
部ここにありますけれども、時間がないからやめ
ますが、やつておる。あくまで非核三原則を遵守
するためにはトマホークを装備した太平洋艦隊が
わが日本に寄港する、あるいは通過をする、この
問題といやでもぶつからざるを得ないのです。ト
マホークを装備した、この日本の寄港をお許しに
なるとするならば、非核三原則はやめなくちゃい
けない。法眼君、外務省の顧問だとうのだが、
これにも物を言いたいことがいっぱいあるけれど
も、きょうは言わぬでおきますが、彼の言うよう
に非核二・半原則に変えなくちゃならぬ。あるいは
非核三・五原則なんといふ主張をなすものもある
が、いずれにしろ非核三原則は成立をしない。
非核三原則を守るとするならば、いわゆる事前協
議の問題からわが日本の平和憲法の問題まで改め
ていかなければならぬという重大な問題になりま

会でよろしくなんというのは、これがまた実に不可解千万な話だ。

以上、どうなつてているのか、ちょっとと御答弁願いたい。

○門田(省)政府委員 政府といたしましては、軍縮関係の条約につきましては、できるだけ早い時期にこれを受諾し得るようにするということで努力をしてまいってきたところでございまして、今回ようやく御審議を得ましてこれを国際的に受諾し得る段階に至りましたわけでございますので、何とぞよろしく御理解いただきたいと存じます。

○小林(進)委員 いまの私の質問にこれは答弁になつておりますが、委員長席に座つて、あなた、ただ座るだけが能じやないでの、これはやっぱり答弁を聞いて、ジャッジマンですから、いいですか、その答弁やり直さしてくださ。これは五年間なぜ一体すっぽかしたかと聞いているのです。みずから共同提案国になつてなげ今までそのままにしておいたかということを言つてはいる。

○中山委員長 再質問ですね。(小林(進)委員)はい」と呼ぶ) 門田国連局長。

○門田(省)政府委員 先ほど申し上げませんでございましたのですが、何分にもこの条約は科学技術的な側面が多いわけでございまして、各国がどのように対応していくかという点も眺めながら、どのようなインプリケーションがあり得るか、いろいろ考えていましたが、理由の一つでございました。

○小林(進)委員 全く答弁にならないよ。

第一番目には、この条約に該当する技術は世界にいま現存しているかどうか、これが一つです。時間が迫つてきているから、個条で聞きます。

第一番目には、この条約に該当する技術は世界にいま現存しているかどうか、これが一つです。津波を起こしたり地震を起こしたりというような技術が現存するかどうか、これが一つ。それから、第二番目には、今まで使用された技術、環境を破壊する改変技術は、みんな禁止の対象になるのかどうか。いいですか、これが

二番目だ。たとえて言えば核兵器の使用、放射性廃棄物の投棄、こういうことも一体対象になるかどうか。

(委員長退席、稻垣委員長代理着席)

それから、枯れ葉剤、ベトナム戦争でいぶんなつておりましようかね。委員長席も、委員長席に座つて、あなた、ただ座るだけが能じやないでの、

用、一体これも禁止になるかどうか。

それから、戦争に対する最大の環境破壊とい

命題は一体肯定されるのかどうか。

以上の点をひとつ御質問しておきましょう。

○門田(省)政府委員 まず第一のお尋ねでございまますところの、この条約に言うようない科学技術が存在するのかどうかという点についてでございま

す。

環境を変えるという意味合いから、たとえば降

雨量、雨の降る量をふやす、これによりまして灌

溉を促進するという手だてがござります。あるい

はまた、寒いときに、ひょうが出て、冷害がござ

いますが、こういったものをなくする。あるいは霧、これを散消するといいますか、霧を散らかす

ことによりまして、飛行場あるいは港における航

空機の発着あるいは船舶の出入港を容易にする。

こういう観点から、平和的利用を目的とする改変

技術といふものが研究されあるいは開発されてい

るという事情でございまして、こういった意味で

は、環境に変化を及ぼすような技術は研究の段階

にあるということが申せると存じます。

次にお尋ねのございました核兵器あるいは放射

性廃棄物を海中に投入することあるいは枯れ葉

剤、こういったものはどうかという点でございま

だ、そういう規定はないと言つたんだ。これはちょっとおかしいんだな。放射性廃棄物なんというものは、これも当面する大変な問題で、いま日本はどうもフランスに委託して廃棄物の再処理をやつておらしないが、フランスはもうそれを受けするのをやめた、日本にみんな持ち帰つてもらうというような話も出てきて、これは日本じゅうが廃棄物の山になつてしまつだらうという危険があるわけだが、これも含まれていらないんだな。

そこら辺一番問題なのは、枯れ葉剤だな。これは手段じゃないですよ。枯れ葉剤をアメリカはペトナム戦争で用いた。これは手段として用いたのだから、あなたは関係ないと言う。そういう説明なのかどうか、私はちょっと聞き漏らしてわからぬけれども、枯れ葉剤がペトナム戦争で使用されたその証拠が、いまも生々しく残つてゐるのです。私はここでみんな見てるんだ。これほど環境破壊の物すごいものはないんだ。これはテレビのニュースショーでもこの実態が報告されて、これは広島の原爆のあの悲惨なるテレビ、写真と同様ぐらに人心を恐れおののつかしめた。

ここにもありますよ。「子々孫々まで破壊されたベトナム枯れ葉作戦 二十年後の恐怖」こういうふうに出ている枯れ葉剤の使用、これは一体環境破壊じゃないと言うのか。これほどの物すごい環境を破壊したものを見たものでは、こういう言いわけをしてもこの危機を逃がれた。こういう理屈がこの条約に基づいて禁止の対象になるとおっしゃつた。これはよろしゅうござりますかな。何か今までの私どもの情報では、枯れ葉剤は入つていないと

いうふうに受けとめていた。で、アメリカは、いまの言葉じゃないが、当時はこの枯れ葉剤を使つたことに対して、これは対植物兵器であつて環境

を破壊したものではない、こういう言いわけをし

てこの危機を逃がれた。

この條約においてはアメリカの威力の前

をせられて、結論においてはアメリカの威力の前

をせられて、結論においてはアメリカの威力の前

をせられて、結論においてはアメリカの威力の前

をせられて、結論においてはアメリカの威力の前

をせられて、結論においてはアメリカの威力の前

をせられて、結論においてはアメリカの威力の前

をせられて、結論においてはアメリカの威力の前

では特にこういう手段、こういう兵器を使ってとすることは述べていないということを申し上げたのでございませんが、ただいま承りました小林委員の御意見に従つてお答えさせていただきますれば、仮に枯れ葉剤というものがきわめて大量に使はれて、それが環境を大きく変え、その結果大きな損害をもたらすとなる場合に、そのような枯れ葉剤の大規模な大量使用といふものはこの協定の禁止の対象になる、かよう

うことはこの協定の禁止の対象になる、かよう

うことは述べていないことを申し上げたと

禁止されているということはございませんが、使用の態様いかんによつては、十分この条約で禁止の対象になつておる「環境改変技術の軍事的使用」というものに該当し得るということは、条約の審議経過から見てもそのとおりでございますし、私の承知しておりますところでは、アメリカの軍縮圧が示しております文書でも、アメリカ自身もそういうふうに理解しておるというふうに私も承知しております。

○小林(進)委員 条約局長がこれまで確信を持つておつしやるならば、私もこれ以上の追及はやめて、これはネックにしておきましょう。皆さん方はちよいちよい巧妙に言葉を直してわれわれをごまかそうとする習性をお持ちだから、ちよつとこの点はひとつネックにしておきます。

私は与えられた時間がもう参りました。残念ながらまだ質問の半分にも至らないのでござりますけれども、お約束は守らなければなりませんからやめますが、ただ一問、細菌兵器の問題にも私は至らなかつたのですが、先ほどちよつと触れましたけれども、なぜ細菌兵器に関する条約だけ国内法を必要とするのか。あと二つの条約には国内法は必要でないということは言つてゐることが一つだ。それはやはり兵器の大小あるいは規模によつて差があるのじやないかと私は思つ。いま一つは、他国がやらぬから、他国に右へならえしてこんなことになつたのじやないかと思うが、私はこの点がどうも納得できない。

それからこの細菌条約で特にまた言いたいことは、主務大臣が一体だれかといふこともまだ明確になつております。主務大臣が一体だれであるかといふことも事のついで伺つておきたい。ちよど時間が参りましたから、最後に外務大臣に私はどうしてもお願いをしておきたいのですが、先ほど申し上げましたけれども、私はどうしてこれが軍縮会議に臨む総理大臣のおみやげになるのかわからぬ。何かこんなものを決めて持つていくことが、いま本当に当面闘わなければならぬ核の廃絶、あるいは非核地域の設定、あ

るいは軍拡競争の停止——それは残念ながら軍拡に関する限りは、ソ連が現状において凍結しようとすることであるというレーガンの主張は、これで国际的に受け入れられておりませんよ。受け入れられておらない。その問題を、いま皆さん方は國運の軍縮に行つてこれをごまかしながらの總理大臣の演説をやろうという構えをお持ちになつておられる。これはどんなに鈴木さんが名調子をやつしている。これはどんなんに鈴木さんが名調子をやつても、この点が明確に打ち出されなければそれはだめですよ。核実験は、これは私はちよだいいたします、このように申し上げました。この演説はいいです。地下核実験はあくまでも禁止すると核の製造をさらに拡大をしてアメリカがソ連を追い越すまでは軍縮会議に臨まれないなんというそなばかげた主張を日本が支持するようだつた

いう主張が一本の柱だ。けれども同時に現状での核の製造をさらに拡大をしてアメリカがソ連を追いつくことをひとづきひとつ明確にやつていただきたいと思う。

それから、やはり核不使用です。これはマクナマラ以下、アメリカにおいても世論は八〇%も支持しているんだ。先制核不使用、これはまた世界が全部関心を持って見ておる問題です。そういう問題にも触れないで、おさおさと三つの原則だなんといつて、余り軍備に金を使つておるから五千億や六千億ドルはほかの方の新興国に使おう、この主張もいいですよ。いいけれども、そんなところに能力を費やして核の不使用だと核の現状維持とか、これを縮小して廃絶に至るという中心的な議題、これを鈴木さんが言わないと、悔いを百

年になつておきません。主務大臣が一体だれであるかといふことも事のついで伺つておきたい。ちよど時間が参りましたから、最後に外務大臣に私はどうしてもお願いをしておきたいのですが、先ほど申し上げましたけれども、私はどうしてこれが軍縮会議に臨む総理大臣のおみやげになるのかわからぬ。何かこんなものを決めて持ついくことが、いま本当に当面闘わなければならぬ核の廃絶、あるいは非核地域の設定、あ

たらいいか、現実に米ソの間で対話が行われることが必要だと思うのです。しかし、その面については中距離核戦力削減についても、また今度のS T A R Tの交渉についてもこれらは現実的に対話を行なわれつあるし、また行われようとしておるにわたります。

この場合に、いま小林委員の一一番言われることでは核の抑止力が効いておる、この核の抑止力については核の不使用の問題だと思うのです。しかし、それについては、現在平和が維持されておるにわたります。

○栗山政府委員 お答え申し上げます。

三つの条約のうちいわゆる生物兵器の禁止条約につきましては、御案内のようにこの条約が意図しておりますところは兵器の使用の禁止そのものではございませんで、その前段階の開発、生産、貯蔵の禁止ということが目的でございます。しかりではございませんで、当然のことながら民間企業と申しますか、民間産業が規制の対象となるべきになるのかということを考えてみますと、これには必ずしも国または国家機関が行うということがあります。そのためには国内法が必要になりますが、なほ二つの方はそういう国内法についても、なほ二つの方はそういう国内法についての措置がございません。必要でないものか、あるいは将来やられるのか、その辺のところを事務的で結構でございますから、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

○栗山政府委員 お答え申し上げます。

三つの条約のうちいわゆる生物兵器の禁止条約につきましては、御案内のようにこの条約が意図しておりますところは兵器の使用の禁止そのものではございませんで、その前段階の開発、生産、貯蔵の禁止ということが目的でございます。しかりではございませんで、当然のことながら民間企業と申しますか、民間産業が規制の対象となるべきになるのかということを考えてみますと、これには必ずしも国または国家機関が行うということがあります。そのためには国内法が必要になりますが、なほ二つの方はそういう国内法についても、なほ二つの方はそういう国内法についての措置がございません。必要でないものか、あるいは将来やられるのか、その辺のところを事務的で結構でございますから、ひとつ御答弁いただきたいと思います。

まず三条約でございますが、生物兵器の禁止に

○櫻内國務大臣 カねて申し上げておるよう、軍事力のバランス、しかもそれはでき得る限り低いレベルに持つていただきたい、そのためにはどうし

○小林(進)委員 外務大臣の御健闘を心からお祈りをいたしまして、私の質問を終わります。

○稻垣委員長代理 午後一時三十分から委員会を開くこととし、この際、休憩いたします。

午後一時五分休憩

○中山委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○林(保)委員 本日議題となつておりますいわゆる軍縮三條約及び一法律案につきまして御質問し、またその背景について国連総会へ御出席される大臣に少し御注文もつけておきたい、このよう考えております。

ところで、自衛隊につきましては、自衛隊法の八十八条の二項において「武力行使に際しては、国際的法規及び慣例によるべき場合にあつてはこれを遵守」するという規定がござります。したがいまして、わが国がこれら二つの御審議いただいているは特定の技術の使用の規制の条約でございまますのは一般に申し上げれば軍隊であり、わが国の場合は自衛隊といふことにならうかと思いま

八条二項の規定が適用になりますて、この条約で禁止されておりますような兵器の使用はできない、こういうことになりまするので、一応条約の実施を担保するという意味におきましては当面この自衛隊法八十八条二項の規定で十分であるとうといふに考えておきまして、国内法を別途つくるということは考へておらない、こういうことでございります。

○林(保)委員 事務的にはそういう説明がつくかと思いますが、それはそれといたしまして、今は生物兵器の禁止に関する条約に伴う法律をやるわけでございますが、そこで私は二つ問題があると思うのです。

先ほど来御質問も出たかと思ひますが、昭和四十七年四月十日にロンドン、モスクワ及びワシントンでこれが成立いたしておりますが、それがなぜ十年間もほつておかれてこういうことなのか。

もう一つは、日本と同じように国連軍縮総会があることを契機にして同様に国内措置あるいは条約の批准というものをとろうとしている国があるかどうか。逆に言ひますと、日本はちょっととあわて過ぎて、ほつておいたのにおかしい、という点があります。これをひとつわかる範囲でお答えいただけます。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま御指摘がございましたように、わが國

は一九七二年の時点で署名をいたしているわけでございます。なぜこのように十年近くの期間を要したのかというお尋ねでございますが、先ほど条約局長の御説明にもございましたように、この生物兵器条約は政府のみならず私人の行為にも多分にかかるわっている側面がござります。生物兵器というものの内容、それを手がけておられる私人の方々、いろいろな態様がございまして、これを行政的にどのように防止の観点から適切な措置を講すべきであるかという点、しさいに検討する必要があつたということが一つございます。それと同時に、このような条約を国内的に担保する上で他国においてどのような措置がなされているかと

いうことも十分参考にして検討する必要があつたわけでございまして、このような点について検討に備えて、これら軍縮条約の批准をそれぞれの立法院あるいは所要の機関において求めておられると國があるかどうか、この点につきましては、つまりかにいたしてないというのが実情でござります。御了承賜りたいと思います。

○林(保)委員 まさにそういうものこそきつかりと外務省が情報予算でもとつて、国連総会に向けてどうやるのだというぐらのところをひとつやつてもらいたいという御要望をはつきりと私申し上げておきたいと思います。

それ以上に私は、戦後三十七年間、平和憲法のもとに武力を持たないというようなスタートから平和外交に徹していくのだと言つては、やはりそういうベースを踏まえてもつと早く、きょうまで待たないでやるべきことは当然やるということがやはり国際的な責務を果たすゆえんであつたらうと思われます。経済摩擦における外圧以上に、そういうような条約そのほか国際的なやらなければならぬ実務的なものが非常におくれているという感じを私はこの二年来この委員会に属しまして禁じ得ませんので、その点ひとつ大臣後の質問と同じでございましたが、今回出しても関連いたしますので、どうかお気におとめおきいただきたいと思います。

それから、その内容でございますが、今回出しております法律は政令によつて主務大臣、そのほかいろいろいろ決めるようになつておると理解してお

りますが、省庁といたしましてどこがどういう部面を担当されるのか、五省庁とも聞いておりますが、御説明願います。

○門田(省)政府委員 国内法の中で報告を求めるといふ点がだいまお尋ねのございました点と関連があると存じますが、主務大臣がどういう具体的な省

政令で定めることにいたしておりまして、この政令につきましては、だいま関係省庁との間で鋭意検討を続けておりますという実情でございまます。

○林(保)委員 私が説明を受けておりますのは文部省、科学技術省、農水産省、通産省、厚生省などでございますが、これには間違いございませんか。

○門田(省)政府委員 最終的に合意を見ておりませんが、いまお述べになられましたそれぞれの省庁の大臣は、この主務大臣の対象として考慮されている方々だと理解いたします。

○林(保)委員 事務的な説明でそうなります。ですが、なぜ防衛庁が入らないのかという問題が一つあると思いますが、これはいかがですか。それと法務省も同じだと思います。外務省も同じだと思います。

○門田(省)政府委員 国内法で報告を求めるという条項がございますが、その求める報告は、関係省庁の主務大臣がその監督下にある法人でこの条約の対象となるような生物剤の生産等を行つてゐる者あるいはその監督下でござりますところの事業体でこういう削を使つて業を営んでゐる者等から報告を受けるということになつております。

このような観点からいたしまして、防衛庁の場合には、これはまだ最終的にはございませんが、他の省庁と比べてそういう報告を求めるような実態があるのかどうかという点がござります。それから法務省につきましては、もっぱらこの国内法の関連における罰則の適用といふ点においてその活動が期待されるわけでございます。外務省につきましては、先ほど申し上げましたような生物剤を取り扱つてゐるような法人あるいは業として営んでゐる事業体というものがその監督下にはございません。そういうことでこの報告を求めるという点との関連における主務大臣には入らないと

た。主務官庁はどこだというのもちゃんと決まつて、こういうことで報告はどうやるということがコンセンサスができる、要綱もつくつてびつちりおやりになることで法律を私は国会に出されたときがまた、わが國のように今回の第二回国連特総に備えて、これら軍縮条約の批准をそれぞれの立法院あるいは所要の機関において求めておられたる國があるかどうか、この点につきましては、つまびらかにいたしてないというのが実情でござります。御了承賜りたいと思います。

○林(保)委員 まさにそういうものこそきつかりと外務省が情報予算でもとつて、国連総会に向けてどうやるのだというぐらのところをひとつやつてもらいたいという御要望をはつきりと私申し上げておきたいと思います。

それ以上に私は、戦後三十七年間、平和憲法のもとに武力を持たないというようなスタートから平和外交に徹していくのだと言つては、やはりそういうベースを踏まえてもつと早く、きょうまで待たないでやるべきことは当然やるということがやはり国際的な責務を果たすゆえんであつたらうと思われます。経済摩擦における外圧以上に、そういうような条約そのほか国際的なやらなければならぬ実務的なものが非常におくれているという感じを私はこの二年来この委員会に属しまして禁じ得ませんので、その点ひとつ大臣後の質問と同じでございましたが、今回出しても関連いたしますので、どうかお気におとめおきいただきたいと思います。

それから、その内容でございますが、今回出しております法律は政令によつて主務大臣、そのほかいろいろいろ決めるようになつておると理解しておりますが、省庁といたしましてどこがどういう部面を担当されるのか、五省庁とも聞いておりますが、御説明願います。

○門田(省)政府委員 国内法の中での報告を求めるといふ点がだいまお尋ねのございました点と関連があると存じますが、主務大臣がどういう具体的な省

庁の大臣になられるかという点につきましては、今まで未熟なものとはだいままで知りませんでし

それで、もう一つでございますが、先ほどお話をなつておりましたこれを業とする者の報告義務を義務づけられておりますが、この業とする者といふものは大体どのくらいの数あるのでございましょうか。その一点を事務的にお調べになつた結果、御報告いただきたいと思います。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

たとえば農業関係において業として農薬の製造をしておられる会社あるいは企業体というものがかなりの数に上るものがあるというわけでございますが、これは農水省において監督されているということでございます。また薬の製造の関係でもいろいろの面での多数の会社、企業体があるわけでございますが、これは厚生省の管轄ということです、具体的にそれらの数が幾らになるかについては、ただいま把握いたしておりません。

○林(保)委員 私は、国連総会があるからこうだということで、それはそれなりにという大臣のあれもござりますけれども、なおこういうものがきつちりしないで法律を通すということは本当にどうかなという感じがいたすのでございます。各省政府の討議の中で一体どれぐらい国内的な影響力が出てどうなるかというものがきつちりなく一業を営む者の数ぐらいは出でおらなければ、こういうものをうかつに出すわけにはいかないのじやないかということでございます。しかし、時間もございませんので、このことを大臣に御認識いただきまして、なお是正もしていただき、こういう注文をつけまして、次の問題に移りたいと思います。

こういふ背景で、まさに国民の立場から申しますと、先般総理府の発表いたしました世論調査を見ましても、「戦争の不安」「危険がある」三一八%、「ないことはない」三二%で、「戦争の不安」が六〇%。五十三年十二月の調査は二一、二三でございますので四四%、大変ふえておる。そしてまた、私ども汗をかいて署名を求めましたけれども、各団体が一生懸命集めてニューヨークへ向けていよいよあるわけでございますが、軍縮十年の実

備の法律を出してでもやろうかということでしょうと思いますが、それほどまでに今度の国連総会に期待がかかるかと思います。とりあえず事務的に外務省がお調べになつたもので参加は何ヵ国で、主要な十か十五ヵ国、だれが出るのだ、こういう情報を持つておられますか、承りたいと思ひます。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

参考国は国連の全加盟国百五十七ヵ国となることを予想しております。主な出席者につきましては、アメリカはレーガン大統領、英國サッチャード首相、西独シュミット首相、イタリアからスペードリニ首相、またベルギーからはECの議長国の代表という資格も兼ねてマルテンス首相が出席するというふうに承知いたしております。

議題は第一回国連特総の後の軍縮の状況についての検討、包括的軍縮プログラム、国連の役割りの強化、国際世論の動員のための措置等となることが予想されております。

○林(保)委員 もう少し参考国メンバーリストを教えていただきたいのです。ソ連はどなたか、中国はどうなたか、インドはどうなたか、カナダはどうなたか、日本はどうなたか、中国はどなたか、印度はどうなたか、カナダはどうなたかとか、十カ国くらいと期待したのですが、わかつてはそれが結構ですから、外務省の大変すぐれた情報網で集められた情報をぜひ聞きたいと思いま

施及び各国提案の検討というのがイ、ロ、ハ、ニのところへ出でております。これについては私は進んでいるどころか、むしろ逆に軍縮ではなくつてはいるという判断をしておりますが、外務省はどんだけの外務省がお調べになつたもので参加は何ヵ国で、主要な十か十五ヵ国、だれが出るのだ、このような軍縮十年であつたと御判断になつておるか、その一点だけ。

○門田(省)政府委員 第一回特総におきまして最終文書もできておりますし、その後、包括軍縮プログラムについてジュネーブの軍縮委員会で作業をしていたわけでございますが、御指摘のございまますように、目に見える形での成果は数え上げるに足るものはないと申さざるを得ないと思いました。ただ水面下における努力によりまして、その基礎固めはかなり進んでいるのではないか。一例を挙げますと、たとえば全面核実験の禁止の問題につきましては、最近に至りまして、ようやく作業部会を設置するということについての進展が見られたということでござりますが、この面におきましても、今回の作業部会の設置ということが一つの契機となりまして、将来の作業には必ずがついていくことを期待しているところでございま

す。それとあわせまして、やはり軍縮をしていく上には国家間の信頼というものが十分醸成される必要がある。また国際的な環境、雰囲気というものが、安心して生活していくという安全保障の面が確保されたような国際環境であること、これが軍縮を進める上での一つの基礎になるというお考えであろうかと存じます。

私も、やはり国連が平和維持機能、本来の目的で、世界の国々が軍備の強化充実に奔走することなく安んじて生活をしていくような国際環境ができる、これもまた重要な平和への道である、か

そのように、目覚ましい進展は必ずしもございませんでしたが、私どもとしましては、基礎固めはかなり進んでいるのではないか、かように観察いたしております。

○林(保)委員 そこで、過日、二十九日に鈴木總理が内閣記者団と会見いたしまして、軍縮へ向けての新平和三原則を持つていくことが報道されました。されおりますが、これについてどういうふうな内容かというのを事務当局御説明いただきたいと思います。

○門田(省)政府委員 先日の内閣記者会見で、ただいま林委員が仰せられましたような趣旨を總理が御発言になられたということを新聞報道等にて承知いたしております。

僭越でございますが、私なりに總理が仰せられました三つの原則というものを解釈させていただきますと、一つは、やはり軍縮を通ずる努力といふことだらうと思いますが、軍備管理、軍縮

に関する監察、管理機能、査察、検証を国連が担当し、軍縮に対する直接協力ができるような機構整備を進める、こう言つております。実はそのことを危惧いたしましたので、先般二十七日の本委員会で総理に敵国条項をどうするんだ、これを含めまして御質問を申し上げたわけでございます。努力するということございました。しかし、なかなかむずかしいという専門的な立場もございました。ここに外務省のいろいろとお書きになられた資料もございます。そして、かつて愛知元外務大臣が国連で敵国条項を取り上げられた。また先般は伊東外務大臣が、これは第三十五回でございましたが、国連総会でいろいろ提起されておられました。その中で、いろいろございますけれども見てみますと、一番大きいのは敵国条項と拒否権の問題だと思います。これは努力してできるもののかどうなのか。あきらめの言葉をきく立場の専門家もござります。ちょっと事務的に一言、時間がございませんので、できるのかできないのか答えてください。

○門田(省)政府委員 拒否権は憲章上の重要規定でございます。これを変更することは非常に困難

かと思います。ただ、努力を続けるといふに考えております。

○林(保)委員 それからまた、いろいろな問題がござりますけれども、事実調査すらできないよう

な国連にいまなつているといふことも問題だらう

と思います。もちろん調査ができないわけですか

ら、紛争の調停そのほかできやしませんね。これ

じゃ幾ら国連、国連と言つてわれわれが一億一千

万総立ちで軍縮へ向けて、平和の願いを込めて本

委員会をやりました。しかし、これをやるのはやはり外務省の皆さん、プロの方じやな

いとできませんので、十分そのことを踏まえられ

ましてこれから御努力をお願いしたいと思いま

す。

○野間委員 公明党が欠席するという異常な中で

の委員会、大変遺憾でありますけれども、正常化

と切り離しての条約なり国内法の審議、私はそ

の場でも結構でございますが、こういつた問題

を——敵国と言えば日本よりもドイツの方が印象

が強いとも承つておりますし、いろいろ経緯はあると思います。しかし、なお五大国、米英中ソ仏

ですか、こちあたりが拒否権を持ち、さらには

それらの意思のもとに国連がいまお今日も動か

されておる。このことをあらゆる機会において各

国の協力を得ながらやる、やつていかなければな

らぬと思うのでござりますが、外務大臣は今度の

国連総会あるいはサミットそのほかの機会で、ど

ういう形でこういつた問題を政治的に御尽力なさ

るのか、御所信を承りたいと思うのです。

○櫻内國務大臣 言うまでもなく、国連憲章をい

じる、こうしたことから非常に困難性がある。日

本は加盟の際に実質的に敵国条項から外れてお

る、加盟するわが国もまた迎える既加盟国もその

ような趣旨であったのではないか、このように認

識しておりますので、おっしゃることはよくわか

ることでございますが、どういう手段でやつてい

くかというこになりまと、やはり事務総長に

理解を得て、そして国連憲章をどうするかという

機会には考えてもらおうというのが適切な方法では

ないかと思つておる次第でござります。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

まず、ただいまお尋ねのございましたアメリカ側

はビザの発給を拒否したのかどうかという点につ

きましては、私どもの理解するところでは、まだ

最終的な結論には達していない、言いかえれば、

はっきりと拒否をしたというふうには了解いたし

ておりません。

○野間委員 いま外務省はそういう事態を踏まえ

て、これはぎりぎりタイムリミットが来ておるわ

けですが、どういうことをされておるのか、あわ

せてお聞かせいただきたいと思います。

○門田(省)政府委員 本件につきましては、実は

先週末の段階で関係者の方々から問題の所在点を

お聞かせいただいた結果がござります。私どもと

いたしましては、せつかくこの第二回特総の機会

に国連に赴かれる方々でござりますので御要望が

達成されるようにといたことで措置をとつたので

ござりますが、先ほど野間委員からのお言葉がございましたように、今週に入りましてさらに問題

を私どもは十分把握させていたく機会を得まし

て、引き続き、ワシントン及び東京の両サイドに

おきましたが、先ほど申し上げましたように、これ

らの方々の御希望がかなえられるようにできるだ

まして、第一回の軍縮総会にも相当多数の方々が

お出かけをいたしました。国际世論の喚起に努め

た次第でござります。今回もかねて来、相当数の

方がお出かけをいただけれど、こういうことで、わ

たいと思います。

まず緊急の問題としてのビザの発給問題についてお伺いしたいと思います。

御案内のとおり、私も一昨日門田国連局長のと

ころへ参りました、特に第二回総会に出席予定の

原水協関係の人たち、この人たちが中心のよう

ですが、当時四百名前後というふうに言っておりま

したけれども、ビザの発給はもっぱら発給国の権限に属

することござりますので、そういう観点から、

私どもといたしましては繰り返し繰り返して意の

あるところを述べ、協力を求めるということで努

めをしておる。このことをあらゆる機会において各

国の協力を得ながらやる、やつていかなければな

らぬと思うのでござりますが、外務大臣は今度の

国連総会あるいはサミットそのほかの機会で、ど

ういう形でこういつた問題を政治的に御尽力なさ

るのか、御所信を承りたいと思うのです。

○櫻内國務大臣 言うまでもなく、国連憲章をい

じる、こうしたことから非常に困難性がある。日

本は加盟の際に実質的に敵国条項から外れてお

る、加盟するわが国もまた迎える既加盟国もその

ような趣旨であったのではないか、このように認

識しておりますので、おっしゃることはよくわか

ることでございますが、どういう手段でやつてい

くかというこになりまと、やはり事務総長に

理解を得て、そして国連憲章をどうするかという

機会には考えてもらおうというのが適切な方法では

ないかと思つておる次第でござります。

○林(保)委員 ゼひひとつ、総理の御演説の中に

もまた外務大臣がスピードされておる中でも、や

はり根本の問題であつて、本当にいま日本ばかり

ではなくて世界の皆さんのが戦争の心配をしてお

るわけでござりますから、そういうことのないよう

にやるためににはこういう機関でなければならぬの

だ、同時にまた、何といいますか、この議題のホ

の部分でござりますが、「軍縮分野における機関

の強化」と世界軍縮會議招集の可能性を含む国連の

役割りの強化」というのも、口頭禅だけではなく

実際に機能するような形へ御尽力を御要望申し上げて、きょうの質問を終わりたいと思います。

○中山委員長 野間友一君。

○野間委員 公明党が欠席するという異常な中で

の委員会、大変遺憾でありますけれども、正常化

と切り離しての条約なり国内法の審議、私はそ

の場でも結構でございますが、こういつた問題

を——敵国と言えば日本よりもドイツの方が印象

が強いとも承つておりますし、いろいろ経緯はある

と思います。しかし、なお五大国、米英中ソ仏

ですか、こちあたりが拒否権を持ち、さらには

それらの意思のもとに国連がいまお今日も動か

めまして御質問を申し上げたわけでございます。

努力するということございました。しかし、な

かなかむずかしいという専門的な立場もございま

す。ここに外務省のいろいろとお書きになられた

資料もございます。そして、かつて愛知元外務大

臣が国連で敵国条項を取り上げられた。また先般

は伊東外務大臣が、これは第三十五回でございま

すが、国連総会でいろいろ提起されておられま

す。その中で、いろいろございますけれども見て

みますと、一番大きいのは敵国条項と拒否権の問題

だと思います。これは努力してできるものなのか

どうなのか。あきらめの言葉をきく立場の専門

家もござります。ちょっと事務的に一言、時間が

ございませんので、できるのかできないのか答えて

ください。

○門田(省)政府委員 拒否権は憲章上の重要規定でございましたが、国連総会でいろいろ提起されておられました。その中で、いろいろございますけれども見てみますと、一番大きいのは敵国条項と拒否権の問題だと思います。これは努力してできるものなのかどうなのか。あきらめの言葉をきく立場の専門家もござります。ちょっと事務的に一言、時間がございませんので、できるのかできないのか答えてください。

○林(保)委員 それからまた、いろいろな問題が

ござりますけれども、事実調査すらできないよう

な国連にいまなつているといふことも問題だらう

と思います。もちろん調査ができないわけですか

ら、紛争の調停そのほかできやしませんね。これ

じゃ幾ら国連、国連と言つてわれわれが一億一千

万総立ちで軍縮へ向けて、平和の願いを込めて本

委員会をやりました。しかし、これをやるのはやはり外務省の皆さん、プロの方じやな

いとできませんので、十分そのことを踏まえられ

ましてこれから御努力をお願いしたいと思いま

す。

○野間委員 公明党が欠席するという異常な中で

の委員会、大変遺憾でありますけれども、正常化

と切り離しての条約なり国内法の審議、私はそ

の場でも結構でございますが、こういつた問題

を——敵国と言えば日本よりもドイツの方が印象

が強いとも承つておりますし、いろいろ経緯はある

と思います。しかし、なお五大国、米英中ソ仏

ですか、こちあたりが拒否権を持ち、さらには

それらの意思のもとに国連がいまお今日も動か

めまして御質問を申し上げたわけでございます。

努力するということございました。しかし、な

かなかむずかしいという専門的な立場もございま

す。ここに外務省のいろいろとお書きになられた

資料もございます。そして、かつて愛知元外務大

臣が国連で敵国条項を取り上げられた。また先般

は伊東外務大臣が、これは第三十五回でございま

すが、国連総会でいろいろ提起されておられま

す。その中で、いろいろござりますけれども見て

みますと、一番大きいのは敵国条項と拒否権の問題

だと思います。これは努力してできるもののか

どうなのか。あきらめの言葉をきく立場の専門

家もござります。ちょっと事務的に一言、時間が

ございませんので、できるのかできないのか答えて

ください。

○門田(省)政府委員 拒否権は憲章上の重要規定でございましたが、国連総会でいろいろ提起されておられました。その中で、いろいろござりますけれども見てみますと、一番大きいのは敵国条項と拒否権の問題だと思います。これは努力してできるもののか

どうなのか。あきらめの言葉をきく立場の専門家もござります。ちょっと事務的に一言、時間が

ございませんので、できるのかできないのか答えて

ください。

○林(保)委員 ぜひとと、総理の御演説の中に

もまた外務大臣がスピードされておる中でも、や

はり根本の問題であつて、本当にいま日本ばかり

ではなくて世界の皆さんのが戦争の心配をしてお

るわけでござりますから、そういうことのないよう

にやるためににはこういう機関でなければならぬの

だ、同時にまた、何といいますか、この議題のホ

の部分でござりますが、「軍縮分野における機関

の強化」と世界軍縮會議招集の可能性を含む国連の

役割りの強化」というのも、口頭禅だけではなく

実際に機能するような形へ御尽力を御要望申し上げて、きょうの質問を終わりたいと思います。

○中山委員長 野間友一君。

○野間委員 公明党が欠席するという異常な中で

の委員会、大変遺憾でありますけれども、正常化

と切り離しての条約なり国内法の審議、私はその場でも結構でございますが、こういつた問題を——敵国と言えば日本よりもドイツの方が印象が強いとも承つておりますし、いろいろ経緯はあると思います。しかし、なお五大国、米英中ソ仏ですか、こちあたりが拒否権を持ち、さらにはそれらの意思のもとに国連がいまお今日も動かめまして御質問を申し上げたわけでございます。

努力するということございました。しかし、な

かなかむずかしいという専門的な立場もございま

す。ここに外務省のいろいろとお書きになられた

資料もございます。そして、かつて愛知元外務大

臣が国連で敵国条項を取り上げられた。また先般

は伊東外務大臣が、これは第三十五回でございま

すが、国連総会でいろいろ提起されておられま

す。その中で、いろいろござりますけれども見て

みますと、一番大きいのは敵国条項と拒否権の問題

だと思います。これは努力してできるもののか

どうなのか。あきらめの言葉をきく立場の専門

家もござります。ちょっと事務的に一言、時間が

ございませんので、できるのかできないのか答えて

ください。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

まず、ただいまお尋ねのございましたアメリカ側

は加盟の際に実質的に敵国条項から外れてお

る、加盟するわが国もまた迎える既加盟国もその

ような趣旨であったとのことです。私は

まだ出ていない人たち、つまりはNGOの正式なメンバーで、そして三千万

以上の核兵器廃絶等の署名を持つて向こうへ行つ

て活動するという任務を持つておるわけですね。

すでに新聞報道あるいはいまの局長の答弁でも御

案内のとおりなんですか、きょうないしは

遅くともあしたというのがスケジュール。さまざま

な人々から零細なカンパを仰ぎながら具体的な計

画を立てていろいろな段取りを進めています。ところ

が、いまに至るもこういう状況なんですね。こ

のままでは、私はどうかうかというふうに私は思つた

ういう状況を踏まえて考へてみますと、国連は

ニューヨークにありますから、これは米国へ入ら

ざるを得ない、こういう関係ですね。だから、こ

の第二回の軍縮総会に出るということをレーガン

政権がいまおビザを出さないということになり

ますと、軍縮国連総会の一つの妨害と見てもいい

かもしれません。しかし、この議題のホ

の部分でござりますが、「軍縮分野における機関

の強化」と世界軍縮會議招集の可能性を含む国連の

役割りの強化」というのも、口頭禅だけではなく

れわれとしても力強く感じておるのであります
が、最近になりましてビザがなかなか出ないと
うことで、当初は手続が非常に煩くて、そして
多大の困難を抱えておるということを聞きましたので、これが速やかな発給のための
特例を在日のアメリカ大使館、またワシントン
における日本からの大使館を通じ、速やかにビザ
の出ることを要請してまいつたのであります
が、なかなかその実が上がらずに、おつしやるような
ぎりぎりな段階に参つておりますと、私どもと
いたしましてはなお一層最後までの努力をいたし
たい、このように思つております。
○野間委員 事ここに至りますと、事務局レベル
と申しますか、そういうレベルではあるいは間に
合わないのかもわからないという懸念を私は非常
に持つわけです。昨年の日米の首脳会談のとき
に、鈴木総理が、その成果の一としてレーガン
大統領と直接電話なり連絡をとれるようになつた
というふうなことの意義を強調しております。
今回のこの国連総会に行かれる人たちも、ただ一
つの被爆国の国民として世界の国民に強く訴える
ということの意義は非常に深い強いものがあると
いうふうに思うわけだし、鈴木総理が行かれる直
前、外務大臣も行かれるわけですから、その
直前のいまの事態ということも考え方をし
ればいまも外務大臣の御答弁にもありましたけれど
も、ぜひひとつ強力に、そのホットラインと申
しますか、そういうラインを通じて申し入れをし
て、実現できるように最大限の努力をということ
を再度お願ひいたすわけですが、外務大臣の再度
の御答弁をいただきたいと思います。
○櫻内国務大臣 これはすでに手続をとられてお
ることでございまして、なお、鈴木総理の軍縮総
会における演説の日も大体九日を予定しておる、
こういうことも事実でありますので、この鈴木総
理の演説に何とか間に合つよう、今後一層の発
給促進の努力をいたしたい、こう思ひます。
○野間委員 ゼヒそのことを強くお願いして、時
間がありませんので、次に質問を進めたいと思ひ

条約に入る前に、外務大臣に、軍事力の均衡論等についての御見解をお伺いしたいと思います。

四月五日の参議院の予算委員会で、これは總理がこういうふうに言つておりますね。「かねてからレーガン政権は、軍備の増強をアメリカが圖つておるというのと、ソ連の今日までの軍備の増強に対応して均衡をまず保持しなければ軍縮の交渉も効果的に進まない」こう述べまして、「そういう認識については私も認めるものである」あるいは「ある程度理解ができる」、いわゆる軍事力均衡論、これを認める、そういう答弁をされておるわけですが、これについて外務大臣も同様のお考えなのかどうか、まずお伺いしたいと思います。

○櫻内国務大臣 私も同様の所見を持つておる次第でございます。単純に均衡論というのであります。が、どのようにして平和を確保していくか、そういう見地から、現実の考え方として均衡論の必要があるのじゃないか、しかしそれはできる限り低いレベルの均衡でいくべきではないか、そのためには両超大国の対話の必要がある、こういうことを申してまいりました。最近は中距離核戦力あるいは通常戦略兵器についての削減の話し合いが行われておる、あるいは最近行われるという状況にあるわけで、そういうことも踏まえて均衡論を申し上げておるわけであります。

○野間委員 そこでお伺いしたいのは、新聞によりますと、レーガン大統領が核弾頭の増産計画について署名したという報道がございます。この計画は、見てみますと、五年から八年間に一万七千個の核弾頭を増産するというものであります。この計画は、去年、レーガン大統領が打ち出した戦略兵器増強計画、去年の十月二日のものですね、これに見合った核弾頭増産計画で、私はこれは軍拡そのものだ、こう考えるわけであります。

そこで、八〇年の国連事務総長の報告であります「核兵器の包括的研究」、これによりますと、核弾頭についてちょっと調べてみますと、戦略あるいは戦域、戦術、このすべての核弾頭の数につい

では、アメリカが二万五千から三万三千個、それが一万一千個から一万五千個、こういうことが「核兵器の包括的研究」の中に数字としてあげられております。核弾頭の数は圧倒的にアメリカが優位に立つておるわけです。そうしますと、どうなんでしょうか、均衡論がもし前提としても、これだけ優位に立ちながら、しかもレーガン大統領がさらに核弾頭の増産計画を発表される、一万七千個さらにふやすということですね。だから、均衡論の立場に立つてもこれは支持できない、こういうふうに私は思うわけです。外務大臣にお伺いしたいのは、こういう増産計画について反対する御意思はお持ちなのかどうか、この点について伺いたいと思います。

○門田(省)政府委員 ただいま野間委員が御引用になりました国連事務総長報告の統計でございますが、弾頭数に関しましては、仰せのございましてとおりに、アメリカは二万五千から三万三千、ソ連は一万一千から一万五千というふうになつております。

他方、重量の点では、メガトン表示でアメリカは四千ないし八千メガトン、他方ソ連は七千から一万一千メガトンということになつておりますので、重量の点ではソ連の方がまさつていると観察されるものでございます。したがいまして、どちらをもつてどういうふうに評価するかという点は十分検討に値するのではないか、かよう判断されるわけでございます。

○野間委員 検討に値するかは別として、いま數字の問題について局長から答弁がありましたけれども、そうしますと、そういうことを前提として外務大臣にお伺いしたいのは、この増産計画について外務大臣、これはお認めになるのか、あるいは認めるとはできないという見解に立たれるのか、この点について明らかにしていただきたいと思います。

○櫻内國務大臣 通常兵器、核兵器、それらを組合してどのような軍事力のバランスにあるか、こういうことから考えていかなければならぬので

○野間委員 そういうことになりますと、結局均衡論そのものは要するに、いろいろ言われますけれども軍縮ではなくて、こういう大きな増産計画について賛成するということに結びついていくわけで、私はこれは大変なことだと言わざるを得ないと思うのです。

○次にお尋ねをしたいわけですけれども、この四月十五日付の新聞報道によりますと、ソ連の科学アカデミー・極東研究所のドミトリー・ペトロフという教授が共同通信の記者との会見で、いま申し上げたアメリカ政府の計画——失礼しました。その前にもう一つのケースについてお伺いしたいと思いますが、第七艦隊を含めたアメリカの太平洋艦隊、これに核巡航のミサイルを積載する、これはアメリカの政府当局者は公式に何度も言つておりますけれども、そうしますと、外務大臣いかがでしょうか、これもソ連との均衡回復といいうようなことでやむを得ない措置と申しますか、支持をされるということになるのかどうか、この点についてはどうなんでしょうか。

○櫻内国務大臣 私は、第七艦隊に対する具体的にどの程度のことをするのかということを承知しておりますので、ちょっとお答えがしにくいけれどあります、ただ従来、よく第七艦隊といふ場合に、日本領土の周辺を守るもの、こういうような見地に立ってその戦力というものを頭に描くわけありますが、どうも私の認識ではこの第七艦隊の守備範囲といふものは現在相当広い範囲で、われわれの既成観念とは違うのではないかと

思つておりますが、お尋ねの点については詳細を承知しております。

○野間委員 決して否定はされることでなくて、肯定的ないまの答弁だと思うのですけれども、均衡論に立たれる限り、こういう巡航ミサイルの問題にしても、あるいは核弾頭の増産計画にして、

も、こういうものはやむを得ない措置というようなことも言われたわけですが、こういうことで支

持をせざるを得ない、そうなりますと、均衡論とは関係がないことから考えてみますと、外務大臣、たとえばいま申し上げた核弾頭の増産計画は、じや一体軍縮の第一歩という理解ができるのかどうか、あるいはそうでなくて、これは軍縮とは関係がないことになるのか、この点についての御認識はいかがでしょうか。

○櫻内国務大臣 野間委員の御質問を聞いておりますと、アメリカがいろいろ計画しておるものを持ち出して、現に軍縮の話が進んでおるのにこういふことはどうだ、端的に言えばそうだと思うのですが。しかし、私はお答えをするときにつも申し上げるのは、各国ともに軍拡競争になつてはいけない、したがつて、低いレベルに均衡をすべきである、これはもう各国の願望であり、その努力をしなければならない。そして一方において対話を行おう。そしてお互いにこういう方法はどうか、ああいう方法はどうか、言い合つておる事実といふものが一方にあるわけですね。それで今度のSTARTの交渉にても、六月の下旬にはやろう、こうしたことなんありますから、その方も見て、そうしてその方が成功するように持つていく努力というものがいま軍縮特別総会を控えてのわれわれの務めではないか、このように思うのです。

○野間委員 そこで、私、次にお伺いするわけですけれども、ちょっと先ほど申し上げかけたのれども、ソ連の科学アカデミー極東研究所のドミニ・ペトロフ、この人が先ほど申し上げたのアメリカ政府の配備計画に対しまして「ソ連は一、二年後には同様の対抗措置を取らざるを得ない」

こう実は述べておるわけですね。これは新聞報道で大きく取り上げてあります。そうしますと、日本周辺が米ソの核ミサイルの配備競争のるっぽにさるということになつてくると私は思うのですが。したがつて、抑止力とかバランス論とかいう立場に立つ限り、片方が増強するとそれに対応しきりに立つ限り、片方が増強する、この二つの超大国それぞれがそういう理論を前提としてそういう立場に立つ限り、とどまるところを知らない軍拡に進む以外にないのだ。だから、後からも触れますけれども、実際に国連での最終文書等にもありますのが、均衡論に立つ限り軍縮というものは成り立ち得ない、こう言わざるを得ないと私は思うのです。

○野間委員 私は、アメリカにしてもソ連にして、そういうバランス論に立つた政策なりやり方

そのものについては、これは誤りだという観点からお伺いしておるわけで、そういう点から考えま

して、ソ連ももちろんでけれども、具体的に私が申し上げたアメリカの増強計画、こういうものを均衡論に立つ限り支持せざるを得ない、当面の

現実のいまの状況は決してそうじゃなくて逆なんだと、そういうことを、これは実際外務大臣も認識されておるのだろうと思うのです。そういう点から一

つの側面を確かに外務大臣言わされましたけれども、いま現象的に起こつておりますこの二つの大

国軍拡、こういう点がとどまるところを知らなかつておるのだと、先ほどから申し上げておりますように極東における新たな緊張を醸し出すアメリカの計画には反対するというこ

とが軍縮と直接結びついたことであるというふうに私は思うのですけれども、この点について再度外務大臣に御答弁いただきたいと思います。

○櫻内国務大臣 野間委員がおつしやるようなそ

ういう御論拠というものがあることも認めなければならぬと私は思うのですね。しかし、それに

対して一体どう対処していくのかということを考

えます。だから第二回軍縮特別総会がここで行われるし、あるいは超大国の双方がいろいろ提案をしておるのではないか。ですから、見通しと

してこんなことをやつておれば軍拡競争じゃないか。そういうところに持つていかないような国際的世論も必要であるし、努力も必要であるといふことがいまやほうはいとして起きておる軍縮に伴

うれわれとしては低いレベルでもつていいこう、その

対する各国の熱意であり努力だ、こう思つておるのです。ですから、それは野間委員のようなお立場で

いろいろおっしゃつていただくことはいたたくこととして、われわれはまたそういう努力をしてい

くことによつて軍縮の実を上げて、しかも国連

がそういう立場に立つ限り、しかも国連で現実的な作業部会が設けられて行われておる、

この二回の軍縮特別総会が開かれるのであって、しかも国連加盟国全員がそこに参加して、改めて軍縮の必要性について各國がそれぞれの立場で強調する、こ

ういうわけであります。そのなかに第二回の軍縮特別総会が開かれるのであって、しかも国連

加盟国全員がそこに参加して、改めて軍縮の必要性について各國がそれぞれの立場で強調する、こ

ういうわけであります。

○野間委員 私は、アメリカにしてもソ連にして、

そういうバランス論に立つた政策なりやり方

そのものについては、これは誤りだという観点からお伺いしておるわけで、そういう点から考えま

して、ソ連ももちろんでけれども、具体的に私が申し上げたアメリカの増強計画、こういうものを

均衡論に立つ限り軍縮というものは成り立ち得ない、こう言わざるを得ないと私は思うのです。

○野間委員 私は、アメリカにしてもソ連にして、

そういうバランス論に立つた政策なりやり方

そのものについては、これは誤りだという観点からお伺いしておるわけで、そういう点から考えま

なものがかといふうに批判をせざるを得ない、と思うわけであります。これは大変にすぐれた、それぞれの専門家が討議をしてつくつたもので、私は非常に感動を受けて読んだわけですけれども、ぜひこれを読んで、そしてこういう本当に均衡論がどんなに危険なものなのかということをぜひひとつ認識をしていただきたい、こう思います。そうしますと、低い段階での均衡論なんといふものは、実際に現実にこれは成り立ち得ないと、いうふうに私は言わざるを得ないと思うわけであります。

それからもう一つですが、これは外務省が組成した

軍縮を進めなければならない。私はあくまで、均衡等に立った軍縮というものは逆に軍拡にしかならないということを再度指摘をしておきたいと思うのです。

それから、これは赤城宗徳議員が「日ソ関係を考える」という書物を物にされまして、核抑止論については誤りだということをこの本の中に書かれております。こういうふうに言っておられますね。「防衛庁長官時代、わたしは、日本の安全は核の抑止力によって保たれていると主張した。」しかし、近年になって、わたしは、この考え方を捨てること。该文書によつて平口二安吉を採用する考

まず最初にお伺いしたいのは、一九二五年のジユネープの議定書、それから本三條約のうちの細菌兵器等禁止に関する条約、それから國內法ですね、この法律案、この三つの関係をどう読むかというか、整合的にとらえるのか、とらえ方についてひとつお伺いしたいと思います。

○栗山政府委員 お答えいたします。

まずジユネープ議定書につきましては、これは御案内のように毒ガス等の使用を禁止する条約でござります。この中で御案内のように、細菌学的戦争手段の使用についても、毒ガス等と同じようこの使用を禁止する、こういうことを定めたこの

西に關しまして、この議定書の審議の際のいろんなものを読んでおりますと、たとえばマルタの代表が二十二回の国連総会でこう言つていますね。戦時における化学及び細菌手段の使用を禁止したのみで、微生物剤の使用まで禁止されておらない、こういう主張が実は出でておりますね。そうなりますと、これは二五年的議定書の中では微生物剤は含まれていないと一つの考え方なんですが、日本政府はこの点について一体どういう認識を持つておるのかということ。それから、この条約ではこういう表現ですね。「微生物剤その他の生物剤」ということで、微生物剤とその他の生物剤

しておりますが、「軍縮問題と日本」というタイトルの書物ですね。第一回の国連の軍縮特別総会の最終文書、「宣言」のところですがここでは、永続する国際の平和と安全は、軍事同盟による兵器の蓄積の上に築き得るものではなく、また、不安定な抑止力の均衡又は戦略的優越の教義によつて支えられるものでもない。」これまた明確に述べております。この点について、これは最終文書でありますが、これについての平面、即

え方が行きつくときは、来る日も来る日も核競争の危機におびえながら生きることだ、ということがわかったからだ。」これは「二百二ページのところに書いてありますが、これは、私は読ましていただいて、大変傾聴に値することだと思うのです。しかも、防衛庁長官時代に唱えられた抑止力をいま捨てた、率直にこういうことを表明されてしまうんですね。これに対して外務大臣は、いざる考へでしようか。

が一九二五年のジュネーブ議定書でござります。そこで、今回御審議いただいておりますいわゆる生物兵器禁止条約につきましては、一九二五年のジュネーブ議定書で使用禁止の対象になつておられますいわゆる細菌学的戦争手段のもとになりますところの、簡単に申し上げますと、もとになりますところの兵器の開発、生産、貯蔵の禁止を定めたもの、簡単に申し上げればそういうふうに御理解してよろしく思ひます。

剤と、これは条約上明らかに分けあるわけですね。ところが、法律案を見ますと、「生物剤」とは、微生物であつて「」ということで、生物剤即微生物剤、こういう定義が法律案の中では実はされておるということになりますと、議定書と条約ども国内法案、これとの関係で、生物剤の中では一体どういうふうに解したらしいのか。この点も含めてひとつ答弁を願いたい。

○櫻内国務大臣 説議、これはいかがなものか、お伺いしたいと思
います。

○櫻内國務大臣 私どもは被爆国の国民の一人として、核の使用が行われる、そういうようなことを考えておらないわけであります。均衡論は、そういう均衡論の中で平和が保たれておる、もし均衡論が破れれば非常に危険である、こういうこと

厳密に申し上げますと、ジュネーブ議定書の方では、細菌学的戦争手段、こう言っておるだけございまますから、いわゆる細菌よりもより小さいビールスでございますとか、リケッチアでござりますとか、そういうものが果たして一九二五年の

の対象になつております、いわゆる細菌学的な戦争手段といふものと、今回御審議をいただいておられます生物兵器の禁止条約の対象になつておりますものとの間に若干の、若干と申しますか、相違があり得るということについては、先ほど私が御

なつておるかといふことから申し上げて、これは軍事バランスあるいは核の抑止力が効いておる、こういうことをいつも所見として申し上げておるわけであります。しかし、それがベストであるとということを言つておるわけではないのであります。そのための軍縮の努力が各国において、またわが国は被爆国として一層の努力をしておるということです。そのたゞいます。

○野間委員 先ほど挙げました二つの文書を引用したのは、これはいづれにしても国連の文書ということで、国連に加盟して、国連の中で個々に討議をし、これを支持してきた以上、やはりこういうものを評価して、こういうような前提に立つた

から申し上げておるのであつて、どなたも、ああいう悲惨な経験をなめておる者が、核が使用されでその被害を再び受けれる、そういうようなことを考えておる者はないと私は思います。

○野間委員 時間の関係でこの点については一応これで終わりたいと思いますが、そういう立場に立たれる限り、るる私もお伺いしたわけですけれども、軍縮が果たして現実的に縮小という方向に来るということよりも、逆に軍拡につながるということ以外にはないということを重ねて私は指摘を申し上げたいと思うのです。

時間がありませんが、条約について若干お伺いをいたしたいと思います。

ジユネーブ議定書で使用禁止の対象になつておるかどうかということになりますと、法律的に若干あいまいな点があるかと存じます。
しかしながら、今回の生物兵器禁止条約におきましては、そういうものも含めまして全面的にこれら兵器の開発、生産、貯蔵というものを禁止しておる。この国内的な実施を担保するための国内法というものがただいま条約と一緒に御審議をいただいております法案でございます。

答弁申し上げたとおりでございます。したがいまして、今回の御審議いただいております条約は、ジュネーブ講定書よりはより広い範囲のおよび生物、微生物——条約の一条に定義しておりますようなものを兵器として使用する場合には、これが使用できないように、あらかじめその開発、生産、貯蔵を禁止しよう、こういうのがこの条約の趣旨でござります。

国内法につきましては、先ほど先生の方から、条約と国内法の間にそこが、あるいは食い違いがあるのではないか、すなわち条約で禁止されておるもののが国内法で完全にカバーされてないのではないかという趣旨の御質問であったかと思ひます

が、私どもは必ずしも、必ずしもと申しますか、そのようには考えておりません。すなわち、国内法で申します生物剤につきましては国内法案の二二条で定義がございまして、確かに先生おつしやいましたように、微生物ということになつております。

府はどういう態度、どういう認識であるのか、その点についてひとつ答弁しておいていただきたい。

ます。また、いかなる状況下においてもこれはそういうことでございまして、使用されないようになつていくわけでございますので、お説のとおりとお答え申し上げたいと思います。

ないでしよう。当然の要求であるからそういう受け答えをし、アメリカ政府にも働きかける、こういうことがあります。仮にこの三百人の日本人の入国を拒否するというような事態が生じた場合には、まさに日本国民としてはアメリカの国

しかしながら、それでは微生物以外の生物についてははどうかということになりますると、まずそういう微生物を媒介する媒介体としての生物というものは、御案内のように、法案の二条三項で規制の対象とされておりますので、この点については法案によつて十分カバーされておるというふうに考えます。

しかばね、微生物以外、ある、はさうこ、ま申

兵器は微生物を含んでいないのではないかといふうに述べたという御引用でございましたが、私どもの了解では生物剤といいうものがございまして、生物剤の中でもいわゆる微細なもの、小さなるものということで微生物といいうものがございます。微生物の中にもさらに、その大きさによりまして、細菌と、それよりもさらに小さいウイルスがあるいはリケッチアというものがある、かよううに理解しているのでございます。

もしマレタの代表の発言を私なりにこりゃ解させて

○井上(泉)委員 最初に、ビザの発給がなされたのではありません。いないということについて大臣が、努力したい、こういう願望的な発言をなされたのであります。私はそれに対し不規則発言で、すると言わなければいけぬと言つたのですが、大臣、どうですか、したいということと、するということと、言葉の実際面で大分違ひがあると思うわけですが、どうして「したい」という願望の気持ちでそのことを言われたのですか。「する」という気持ちをもつて言つたのか。どつから。

けられた、アメリカの同盟国とまで言つておる日本のがアメリカに入国を拒否されたといふことはまさに国辱的な行為である、こういう点でアメリカに対し厳しく迫るべき筋合いだと私は思うわけですけれども、大臣はこのビザ発給を要求しておる人は、当然の要求として、日本国民の正当な要求としてこれを受けとめておるかどうか、その点。

ではないかという御疑問があらうかと思ひます
が、理論的に考えますと、確かにそのようなもの
は存在し得るということはござりますが、私ども
今回法案を準備いたしましたにつきまして、この点
につきまして専門家の方々の意見等を十分徴しま
して、その結果、目下、当面の科学技術の水準等
から考えました場合には、そのような生物剤が兵
器として使用されるという蓋然性はまずないであ
ろう、こういうことでございましたので、国内法
につきましては、ただいま私から御説明しました
よう規定のしおりになつておる、こういうこと
でござります。

いたぐることが可能であれば、そしてマルタの代表が言うところのものが、細菌というものは必ずしも微生物のすべてを尽くしているものではない、つまり微生物というのはウイルス、リケッチャ、細菌、さらには真菌というもののから成っているというふうに、私どもウ・タントの報告書から了解していくのでございますが、そうであるとすれば、細菌というのは微生物の一部を構成するものである。したがつて、広く微生物を対象とする場合には、細菌のみならずウイルス、リケッチャも当然含むべきである。こういうことになりますので、マルタの代表の申し出たところも多分そういう

○櫻内国務大臣 これは申すまでもなく相手があつて、相手の判断が主になるのですから、当方のやり方次第ではビザが出る、こういう前提にはならないものですから、先ほどのようなお答えを申し上げた次第です。

○井上(泉)委員 ビザが出る出ないでなしに、そういうビザが発給されるようにするということと、それができなかつたからすると言つたのに、なぜおりなかつたか、そういう質問が出たときにはいまのような答弁をされたらそれでいいじゃないですか。それを最初から、相手の国のことだからどうなるかわからぬから希望的な観測の発言で

際に申し上げましたことは、これらの方々の御要望がかなうこと、これは非常に望ましい、したがつて、そういうことで善處していただきたいということを私どもはいろいろな形でアメリカ側に要望しているところでございます。

ただ、同時にもう一つ申し上げましたが、ビザを発給するということは、国際法上の事柄として発給する國のもっぱらの権限に属するものでござりますので……（井上（泉）委員「それはわかっていますよ」と呼ぶ）これをこうしろということは言えないことでございまして、この点は十分御了解賜りたいと存ずるのでございます。

○野間委員 例示リスト、これは要求して、も
らつたのですけれども、これの分類の仕方と、先
ほどから言っておりますように、二五年的議定書
以下、この条約あるいは国内法、それそれがすれ
たと申しますか、分類の仕方そのものにそこがあ
ることは否めないと私は思うのです。いま栗山さ
んも、問題があるやの答弁がありましたけれど
も、これはややこしいわけで、いま質問申し上げ
た中で一つお答えになつてないのは、マルタの
代表の、細菌兵器の中で微生物剤は含まれていな
いという主張がありますね。これに対して日本政

○野間委員 もう時間がありませんので、最後に一言だけお伺いしたいのは、そうしますと、事生物兵器に関して言いますと、「五年的議定書なりあるいは本条約、そしてこれを受けた国内法によつて、戦時、平時を問わず、使用あるいは貯蔵等々、これはこの世から一切なくなるというふうに理解していいのかどうか。

○門田(省)政府委員 そのとおりでございます。この条約は、開発、生産、貯蔵、取得、保有を禁じておりますし、さらに廃棄の条項も含んでおります。

○櫻内国務大臣 済ます必要はないんじゃないですか。
○井上(泉)委員 そう私は深く考えて申したんではないんで、ビザが出ないということは非常に残念である。だから外務省としてその問題に対する御要請があつて、私どもとしても何とかして努力をしよう、こういうことで、言葉じりのところです。から私はそういうふう考えて申し上げてなく、これは努力をする、こういうことございます。

○井上(東委員) 発給しろ、それは相手の国があるから。日本政府だってそうでしょう。だからそれを発給さすように、これは当然友好国としての日本国民が、そして今日、世界人類最大の課題の軍縮問題のその会議に参加するために行くんだから、これはせひひとつ許可を与えてやつてもらいたい、こういう公文書ぐらいは出すんですか。それともそういう公文書も出さずに、ただここで出してもらいたいという願望的な意見を申し述べるにとどまるんですか。どうですか。もう日がないんですから。

第一類第四号 外務委員會議錄第十七号

昭和五十七年六月一日

○門田(省)政府委員 この場ではございません。すでに先週末以来、東京及びワシントンにおきまして、外交チャンネルを通じていろいろ申し入れてあるところでござります。

○井上(泉)委員 その申し入れはどういう形の申し入れですか。口頭ですか、電話ですか、それとも文書ですか。

○門田(省)政府委員 いろいろございます。直接担当の方に面会してお願いする、場合によりましては電話も使う、いろいろございます。

○井上(泉)委員 そういう日本政府の高級外務官僚として誠意のある交渉をして、それが受け入れられないということになると、あなたはどういうお気持ちになるのですか。

○門田(省)政府委員 それはしばらく様子を見たいと思います。まだ結論が出ていないというふうに了解いたしております。

○井上(泉)委員 それはしばらく様子を見ないと見ています。まだ結論が出ていないというふうに了解いたしてあります。

○井上(泉)委員 それはしばらく様子を見たいと思います。まだ結論が出ていないというふうに了解いたしてあります。

○井上(泉)委員 それはしばらく様子を見たいと思います。まだ結論が出ていないというふうに了解いたしてあります。

○門田(省)政府委員 具体的にいつどなたがどうなたにどうされたかということは、詳細にわたりますので差し控えさせていただきたいと思いまして、その結果がよい方向に出れば、これは当然のことでありますけれども、悪い結果に出れば、これは日米間の友好関係に大きな障害になるということを私は心配をするものでありますので、なお一層努力をしていただきたいということを要望

しておきたいと思います。

そこで、この条約は、先刻の小林議員の質問の中にも出たとおり、専守防衛を国是とするわが国がこういう条約を批准をするということは、何かしら私ども納得のいかないものがあるわけですが、そこで条約というものを締結すると、これは締結した國同士の間だけでそれが守られて、締結をしていない国があれば、この条約に違反をす

る行為をどのようにしても何ら国際的に指弾を受けることはないというのが条約の趣旨でしょうか。それとも、やはり何十カ国が条約を結んだら、

条約を締結していない国だけれども、しかし条約の精神に沿って、たとえば環境改変技術の軍事的使用というようなことはやらないということにならぬのが、これが条約未締結国に対する当然のことだと私は思うが、これはどうですか。

○栗山政府委員 御承知のように、基本的には国際法といふものは、まだ国内法と違いまして未熟であります。したがいまして、そこで禁止されておるよ

う行為も、条約に入つておる国との間のみで拘束されを拘束することはできないというのが国際法の実態であろうと思います。しかしながら他方、この強い意思を持つてやるのが私は日本国外交官としての、国連局長としての使命じやないかと思う。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

れが「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがある」と認められる通常兵器の使用の禁止」、これは「過度に傷害を与える又は」じやなしに、

中にも出たとおり、専守防衛を国是とするわが国がこういう条約を批准をするということは、何かしら私ども納得のいかないものがあるわけですが、そこで条約というものを締結すると、これが締結した國同士の間だけでそれが守られて、締結をしていない国があれば、この条約に違反をす

る行為をどのようにしても何ら国際的に指弾を受けることはないといふのが条約の趣旨でしょうか。それとも、やはり何十カ国が条約を結んだら、

条約を締結していない国だけれども、しかし条約の精神に沿って、たとえば環境改変技術の軍事的使用というようなことはやらないといふことにならぬのが、これが条約未締結国に対する当然のことだと私は思うが、これはどうですか。

○栗山政府委員 御承知のように、基本的には国際法といふものは、まだ国内法と違いまして未熟であります。したがいまして、そこで禁止されておるよ

う行為も、条約に入つておる国との間のみで拘束されを拘束することはできないというのが国際法の実態であろうと思います。しかしながら他方、この強い意思を持つてやるのが私は日本国外交官としての、国連局長としての使命じやないかと思う。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

れが「過度に傷害を与え又は無差別に効果を及ぼすことがある」と認められる通常兵器の使用の禁止」、これは「過度に傷害を与える又は」じやなしに、

中にも出たとおり、専守防衛を国是とするわが国がこういう条約を批准をするということは、何かしら私ども納得のいかないものがあるわけですが、そこで条約というものを締結すると、これが締結した國同士の間だけでそれが守られて、締結をしていない国があれば、この条約に違反をす

る行為をどのようにしても何ら国際的に指弾を受けることはないといふのが条約の趣旨でしょうか。それとも、やはり何十カ国が条約を結んだら、

条約を締結していない国だけれども、しかし条約の精神に沿って、たとえば環境改変技術の軍事的使用というようなことはやらないといふことにならぬのが、これが条約未締結国に対する当然のことだと私は思うが、これはどうですか。

○栗山政府委員 御承知のように、基本的には国際法といふものは、まだ国内法と違いまして未熟であります。したがいまして、そこで禁止されておるよ

う行為も、条約に入つておる国との間のみで拘束されを拘束することはできないというのが国際法の実態であろうと思います。しかしながら他方、この強い意思を持つてやるのが私は日本国外交官としての、国連局長としての使命じやないかと思う。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

う旅券の交付をしてもらわないと困るというぐらいいつたつて、結論が出たらもうそれで済みでしょ。幸いにして旅券が交付されたそれでいいけれども、されなかつたときは、その結果を見てまことに遺憾千万じやと言うたところで、これは後祭りです。やはりこれに対しても、こうい

事力の均衡をとるようにはすべきではないか、また超大国の間の対話はやつてもらいたい、そして現実にはその対話が行われておる、また行われつゝある、そういう状況にある。そういう現実の面とわれわれが被爆を受けた体験からするとこの何としても核兵器を廃絶したいという悲願、そこにギャップのあることは認めざるを得ませんけれども、だからといって核の抑止力が働いておるから核が使われるというようなこと、そのような事態がまたあつていいとかあるとかいうようなことは考えない、核は二度と使われない、そういう見地に立つて、そして現実的な核軍縮の進め方をどうするかということを繰り返し申し上げておるわけであります。

○井上(泉)委員 その核の抑止力というものが現

れ以外は現在持っております。

○井上(泉)委員 いま言われた、その近く保有する

のは、この条約が批准されると、もう保有しては

ならない兵器になるのじゃないですか。

○塙田政府委員 遠隔散布地雷につきまして現在

開発中であると申しましたが、これができまして

も、保持を禁止されておるわけではございません

で、使用について制限があるわけでございま

す。当然その使用の制限は受けるわけでございま

す。

○井上(泉)委員 それで、保持をするのと使用を

するのとは、これはまた——使用したら大変で

す。どんな兵器にしてもこれを保持するのは、こ

れを実際に使うということになると人を殺戮する

わけですし、戦争状態になるわけですから、これ

は大変だと私は思います。そういう点で、兵器産

業といいますか、日本の通産省にも航空機武器課

というものが存在するわけですが、航空機武器課

では、この条約の批准によってこういう武器を生

産しておる産業界に及ぼす影響というものはどう

ないかと思つております。

○井上(泉)委員 これは別に防衛機密に属するこ

とはないと思うわけですが、国内の武器産業と称

するものでやつておるのは二十九ということです

が、これら二十九業者がそれぞれどういうものを

つくつておるのか、こういう資料を出していただ

くことはできますか。

○坂本説明員 武器の種類ごとにどういう企業が

許可を受けているかという法律の運用の状況につ

いては、後ほど資料を差し上げたいと存じます。

○井上(泉)委員 そこで、総理府が「自衛隊・防

衛問題に関する世論調査」というものをなされて

おるわけですが、これは総理府、この調査のなに

はどれくらい印刷しておられますか。

○村田説明員 お答え申し上げます。

報告書の印刷部数は三百部でございます。

○井上(泉)委員 その三百部の印刷で、それを配

付するのは主としてどこ方面へ配付しておるので

在は生産をいたしております。その背景といった

しましては、御承知のとおり現在私ども、武器等

火炎発射機でございまして、それ以外のものは現

在は生産をいたしておりません。

○村田説明員 先ほどお答えいたしました報告書

が三百部あるわけでございますが、そのほかに私

の方で編集、発行いたしております月刊の月刊世

論調査という雑誌がございます。これの六月号に

実は掲載してございまして、間もなく出るわけで

ございますが、こちらの方は、私の方で買い上げ

なあ、地雷の中で遠くの方から散布する遠隔散布地雷につきましては、現在保有いたしておりますが、開発中でございまして、近く保有することにならうかと思います。

○井上(泉)委員 いま言われた、その近く保有する

ことは、この条約が批准されると、もう保有しては

ならない兵器になるのじゃないですか。

○坂本説明員 現在、武器等製造法におきまして

武器の製造の事業の許可を受けておる企業がございまして、それは二十九企業でございます。

○井上(泉)委員 金額的にどれくらいですか。

○坂本説明員 生産額につきましてはただいま

ちょっと正確な数字を持っておりませんが、一応、防衛庁において毎年度調達される装備の調達費というのが我が国の武器産業の生産額をあらわすわけでございまして、最近の数字で申し上げま

すと、数千億にちよつと足りないような規模ではないかと思つております。

○井上(泉)委員 これは別に防衛機密に属するこ

とはないと思うわけですが、国内の武器産業と称

するものでやつておるのは二十九ということです

が、これら二十九業者がそれぞれどういうものを

つくつておるのか、こういう資料を出していただ

くことはできますか。

○坂本説明員 武器の種類ごとにどういう企業が

許可を受けているかという法律の運用の状況につ

いては、後ほど資料を差し上げたいと存じます。

○井上(泉)委員 そこで、総理府が「自衛隊・防

衛問題に関する世論調査」というものをなされて

おるわけですが、これは総理府、この調査のなに

はどれくらい印刷しておられますか。

○村田説明員 お答え申し上げます。

報告書の印刷部数は三百部でございます。

○井上(泉)委員 その三百部の印刷で、それを配

付するのは主としてどこ方面へ配付しておるので

在は生産をいたしております。その背景といった

しましては、御承知のとおり現在私ども、武器等

火炎発射機でございまして、それ以外のものは現

在は生産をいたしておりません。

○村田説明員 先ほどお答えいたしました報告書

が三百部あるわけでございますが、そのほかに私

の方で編集、発行いたしております月刊の月刊世

論調査という雑誌がございます。これの六月号に

実は掲載してございまして、間もなく出るわけで

ございますが、こちらの方は、私の方で買い上げ

なあ、地雷の中で遠くの方から散布する遠隔散

布地雷につきましては、現在保有いたしておりますが、開発中でございまして、近く保有

することにならうかと思います。

○井上(泉)委員 いま言われた、その近く保有する

ことは、この条約が批准されると、もう保有しては

ならない兵器になるのじゃないですか。

○坂本説明員 金額的にどれくらいですか。

○井上(泉)委員 生産額につきましてはただいま

ちょっと正確な数字を持っておりませんが、一応、防衛庁において毎年度調達される装備の調達費とい

うのが我が国の武器産業の生産額をあらわすわけでございまして、最近の数字で申し上げます。

○井上(泉)委員 金額的にどれくらいですか。

○坂本説明員 金額的にどれくらいですか。

○井上(泉)委員 生産額につきましてはただいま

ちょっと正確な数字を持っておりませんが、一応、防衛庁において毎年度調達される装備の調達費とい

うのが我が国の武器産業の生産額をあらわ

て配付しておりますのは千三百部実はございま
す。これはほとんどのものが各省府あるいは衆參
両院議員の先生方等に配付するようになつております。
まして、これで大体手元が配付されるようになつ
ております。近くお手元に届くようになつております。

○井上(鬼)委員 私は、自衛隊、防衛問題に対する世論調査の仕方が、いわゆる自衛隊ができるだけ謳歌するように、防衛力はできるだけ増強を求めるような視点から、本当に素直に国民の感情に問いただすというような取り上げ方のようにはこの中身を見ると感じないわけです。しかしながらた
は、そういうことはない、素直にと、こういうふうに言われると思うのですから、そのことについては余り論議をしません。これは考え方の違いというか取り上げ方の違いが非常にあるわけ
です。

ところが、一番大事なことは、自衛隊は必要だ
ということはいろいろ言うけれども、自衛隊に親しみを感じない、こういう層がかなり多い
わけです。これについて防衛局長は考えるべきものがなければならぬと思うのですが、どうでしょ
う。

○塙田政府委員 先ほども、今回の調査結果を踏
まえまして十分詳細な検討を加えてまいりたいと
申し上げましたが、御指摘のような点もまさに私
どもとしては十分冷静・客観的に受けとめていか
なければならぬ点でございまして、かねてから
防衛庁の広報活動を通じましてそういう点に配
慮をしておるつもりでございますけれども、にも
かかわらず今回のような結果といったことにつき
ましては、今後とも十分留意して慎重に対処して
まいりたいと考えております。

○井上(鬼)委員 そこで、この調査の中で、自衛
隊はあつた方がよいという理由の中に、「国の安
全確保」のため、あるいは「災害派遣」のため、
いろいろ条項があるわけですが、国の安全を確保
するためとということと、それから日本が戦争をする
場合に、日本みずからが戦争を起こす、日本から

相手に戦争をしかけていくということは絶対ないと言つても過言ではないと思うわけです。日本が相手からしかけられること、あるいは相手に争当事者に引きずり込まれるということ、これ以外に日本が戦争するというようなことは考えるべきことではないし、また絶対ない、こういうふうに思うのですけれども、防衛局長、日本が戦争に巻き込まれる場合はどういう点を考えておりますか。

○塩田政府委員 まず、御指摘の前段の、日本がよその国に対して戦争をしかけることはない、これは専守防衛のたてまえからいまして御指摘のとおりであります。逆に、日本が戦争をしかけられる場合はどういう場合があるか、これはもちろんいろいろなケースが考えられますので、一概にここでどういう場合であるというふうに申し上げることはきわめて困難ではないかと思いますが、いずれにしましても、日本が先に戦争をしかけることはないということを、特にその点は御指摘のとおりだと思います。

○井上(泉)委員 戦争の不安感といいましょうか、こういういろいろ条約を結んでいくと、日本も戦争の中に巻き込まれる危険性といいうものがだんだん出てくるんではないかと感じるようになるのじやないか、こう思われるわけですが、私は、大臣、アメリカとの関係にしても、日本の他の諸外国との関係においても、日本は専守防衛の國であるし、そして平和というものを國是とする日本であるわけだから、一方的な國との関係だけを密に考えておつたならば、これはそこに大きな危険性が伴うことになるし、むしろ本当に日本が中立の立場を堅持した中で平和外交を進めていくと、いうことが、戦争の危険から日本を守る道になると思うわけですねども、その点について、こういう国民の世論調査で、戦争の「危険がある」、あるいはまた「ないことはない」というような国民の方針にはいきませんよというお答えを示していくだいたいと思うわけですが、どうでしよう。

○櫻内国務大臣 ことしはちょうど平和条約、また安保体制に入つて三十年、この三十年を振り返つていただければ、国民が十分御理解をしていただけるものではないか。その間に、しばしば中立論というものもあつたわけでござりますが、日本が自由と民主主義の共通の価値観の上に立つ立場で、そして専守防衛で貫し、国際紛争については戦争の手段には訴えないと憲法を持ち、そしてその間に日本の安全をどう持っていくかというために安保体制をとつてきた、こういうことで十分国民がこの姿勢を理解をしておるものと思つております。

○井上(鬼)委員 この「危険はない」と「危険がある」と思う理由の中に、日米安保条約があるから危険がある、こう思つておるのが一七%、それから日米安保条約があるから危険はないと思うのが二四%ということになつておるけれども、これは安保条約というものが日本のいわば安全を守つておるという今までの政府・自民党の一貫したP Rが、こういう回答にはなつておると思うわけですねけれども、しかし、日米安保条約があるから危険だということは、私は軽視すべきことじやないと思うわけです。安保条約があるから日本には戦争の危険がないということになしに、むしろ安保条約があることによつて、日本から戦争はしきれないけれども、アメリカがやる戦争行為に日本が参加をさせられるということになりはしないのか、そういうことが非常に心配をされるわけになりますが、そういう点について、アメリカから仕組まれた、アメリカに戦争に引きずり込まれることのないようにするためには、やはり安保条約といふものをいま見直して、こうした国際的な条約をなにする際、そしてまたことに核保有国といふ米安保条約といふものは今日、検討すべき時期ではないか、かよう考へるわけでありますので、この点について大臣の見解を承つておきたいと思

○櫻内国務大臣 井上委員のお考えのような御所見の方もおられることは事実だと思うのですね。それで、今回の世論調査の上でそういう見地に近い方はどの分類か、それは日米安保があるから危険だという一七%の方々の中の御意見が近いのではないか。こう思うのでありますて、大体いまの日本の行き方、日本の体制というものには国民が理解を示しておるものだと思います。

○井上(鬼)委員 そこで、私は、この世論調査はもう一貫して間違いのないことは、軍事予算、防衛予算というものはもうこれで結構だ、十分だといふのが圧倒的多数である、そういう点から考へまして、これから国の防衛予算というものはいまより以上肥大化していくくという必要はない、そのことが専守防衛に徹した日本国の大防衛の姿ではないか、こういうように思うわけですが、いまの国民感情にこたえるためにも防衛予算をこれ以上増大するということなしにやつていくということを、これは防衛局長とかに質問をしてどうかわかりませんけれども、一応防衛担当の局として、防衛予算はいま以上肥大化することは好ましくない、国民感情もこうだから現在の防衛予算の線で抑えていく、こういうお考えをこの調査を見て抱いたのかどうか。

○塙田政府委員 調査結果の数字等につきましては御指摘のとおりでございますから省略いたしましますが、政府が現在行つております防衛力の整備といふものは、申し上げるまでもなく、昭和五十二年の国防会議、閣議で決定されました「防衛計画の大綱」に定める防衛力の水準というものを私はいま現在目指して整備をいたしておりますわけであります。もちろん、具体的な毎年毎年の施策でありますことは申し上げるまでもございませんけれども、いま申し上げました「防衛計画の大綱」の水準に到達したいということで努力をしております。

私どもの防衛力整備の努力というのも国民の意識の動向に対しまして決して逆行するものではないというふうに私どもは考えておりまして、今後とも引き続き国民の御理解をいただきながら「防衛計画の大綱」の水準に到達するように努力を続けていきたいというふうに考えております。

○井上(泉)委員 最後に、私は、よく国を守るために防衛予算をふやさなければいかぬ、防衛予算をこうせななければいかぬと、國を守る、國を守るということが通り言葉で出てくるわけですが、これは、国民にあなたは國を守る意思があるかどうかとお問い合わせた場合に、國を守る意思がないと答える國民は私はだれ一人としていないと思います。その國というもののとらえ方というものが私は非常に問題だと思うわけです。國を愛する、國を守る。私どもは当然日本國民として日本國を愛し日本國を守る考え方にあるわけですが、この調査を設定した総理府はどういう点から國を守るということを調査項目として取り上げたのか、そのことの御説明を承つておきたいと思います。

○村田説明員 お答えいたします。

○井上(泉)委員 その國というものの、日本國といふものは日本國民が住んでおるこの國のことを言ふのでしよう。だから國を守るということは日本國民のためになることをしていかなければいかぬ。日本國民の生命・財産を守つていかなければいかぬ、これが國を守ることである。ところが、その反対に、國を守る、國を守ると言ひながら國民の命を銃弾のもとにさらすようなそういうやり方をすることは國を守ることにはならないわけです。ことに日本は戦争放棄した國である。そういう視点から、國を守るということに対する定義を、三年間ずっとやつてきたとこう言うわけですねけれども、いまこそ政府がこのこともはつきり、國を守

るとはどういうことか、そのことについてのまたこの国会の中での論議というものは、堂々論議すべきことで、何か防衛予算をふやしていくことが國を守ることだ、自衛隊を強化することが國を守ることである、こういう考え方は大変な間違いである。私はその点から大臣に國を守るということについての大臣自身のお考え方をお聞きしておいて、時間が参りましたので私の質問を終わります。

○櫻内国務大臣 不幸にして日本に対しての侵略行為が行われる、こういう場合に、日本は日本を守る上において専ら防衛に努める、しかし、その専守防衛では事が足りない、そういう場合にはどうするか、相当数の兵力が日本に攻撃を加えてくる場合はそれは安保体制に依存する、こういうようなことで現在の日本に対しても火急の場合にどう措置していくかということを考えておるわけですがございまして、これはいわば防衛上の関係になるわけでございますが、われわれ日本民族が日本を将来にわたつてどのように守り発展をしていくかということにつきましては、おのずから他の角度からも考へなければならない点があると思います。

○井上(泉)委員 このことについてはまた次の機会で。

終わります。

○中山委員長 伊藤公介君。

○伊藤(公)委員 冒頭に外務大臣にお尋ねをいたしたいと思いますが、いま本委員会にかかるておられますいわゆる軍縮三条約は、内容については私どもも賛成すべき内容でござります。しかし、お話を漏れ伺うところによりますと、総理が國連演説の中で、この三条約を日本の国会で通して、ある意味ではまくら言葉にもお使いになられるというようなお話を伺っております。大体もう演説の内容はでき上がりついているのではないかと思いますが、この三条約は総理の國連演説の冒頭にはすでに考えになられてゐるのでしようか。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

国会での御承認が得られまして、それぞれの条約について、あるいは加入書の寄託あるいは批准書の寄託が実現するということが明らかになりますが、これは非常にすばらしいことでござりますのうで、お触れるになるのはなかろうか、かように考えるのでございます。

○伊藤(公)委員 総理の国連演説でどういう形でこの三条約がまくら言葉になるのかわかりませんが、この三条約の内容は、すでに同僚議員からもそれぞれのお立場から御指摘がありましたとおり、そんなに何も新しい内容ではありません。むしろ国連軍縮会議を前にしていまさらという感を私は持つておるわけであります。むしろ十年間との程度の内容のものをたなざらしにしていたといふことの方が非常に不自然でありまして、今度の国連軍縮会議は、もう御案内のとおりかつてない非常に大きな国際的な広がり、注目の中で開かれる国連軍縮会議、しかも日本の国内でも各地方議会が次々と議決をして、そして私どものいわゆる四党、中道、われわれ中道と必ずしも私自身は思つておりませんが、いわゆるマスコミで言われる中道四党、同盟の皆さん、すでに署名も一千六百万という、各職場だとか街頭で皆さんの反核に対する切なるそうした署名も統々と届いております。そういう中でこの程度の内容をいまさら、国際的に注目をされている国連軍縮会議の日本の総理の演説のまくら言葉になる程度のお考えでもしあるさんが総理の原稿をお書きになるとしたら、私は国連軍縮会議における日本の総理の演説としては日本の国民は自分たちの気持ちがこの国際舞台で反映をされなかつたというむしろ落胆の方が大きいのではないかというふうに思います。演説の中に一言入れることがいいとか悪いとかという問題ではなくて、今度の国連軍縮会議における日本での果たす役割りをしっかりと受けとめていただいて、総理の歴史的な演説ができるよう皆さんの知恵をしぼつていただきたいということをまた冒頭にお願いをしておきたいと思うのです。さて、パルメ委員会が非核地帯を拡大をする

考え方の上で新しい核の時代に対する有識者の方々の考え方というものを提示されました。これはもう基本的な考え方ですけれども、日本の特殊事情からいって、いまもしあるとすれば限定核戦争である、日本はこのままでは核の傘の下にいて、世界の軍縮だとか広島、長崎だとかということだけで一体いいのか、新しい国際状況をつくり出す役割りをわれわれは果たす使命があるのではないかというふうに私は思うのです。そういたしますと、このパルメ委員会の核の抑止力のもとにおける国際的なバランスとかあるいは平和とかいう考え方から、そういう抑止力ということではなくてむしろ核を持たない国の人たちが非核武装の地帯ができるだけ広げて、しかもそれを五大国に認めさせていく、そういう国際的な作業をむしろ進める、ある意味では先導役を日本は果たすべきではないかというふうに思うのです。

これは実は第一回の国連軍縮総会の最終文書であります。この中に「永続する国際の平和と安全は、軍事同盟による兵器の蓄積の上に築き得るものではなく、また、不安定な抑止力の均衡又は戦略的優越の教義によって支えられるものでない」というふうに上げているわけであります。

まず、外務大臣に伺いたいのですけれども、こうした抑止論、核の傘のもとにおける平和、こういう日本の置かれている状況をわれわれはこれらも肯定していくことではなくて、やはり新しい発想がいま求められているのではないか。しかも日本の独自性のあるそうした国際舞台における役割りを果たすべきときが、いまこそ来ているのではないかというふうに思いますが、まず、この抑止理論というものを外務大臣はどうの抑止力がそこに働いておるのではないか。これうにお考えになられておるのではないか。これ

は現状に対する認識ですから、その認識の相違する方もあるらることを否定はいたしませんけれども、しかし、東西の均衡の中で大きな戦争にならざりておるということも事実ではないかと思うのです。

しかしながら、そういう軍事力バランスということがややもすると軍拡競争になるのではないかと思うのか、そういう一面がありますから、これについてはできる限り低いレベルの均衡にいくように、そして二つの大きな勢力の間の対話を欠かさないよう、しかばあ、その低いレベルの均衡とか対話に対する努力というものはどうか、こうしたことになりますと、現在米ソが、アフガニスタン問題、ボーランド問題などいろいろな措置がとられている中に、しかばあ対話はしよう、こういうことで中距離核力の削減交渉、あるいは近くSTAR Tの交渉も始まる。こういうことでありますから、私はやはり現状におきましては核の抑止力が大事である、低いレベルのバランスというのも大事である、そして対話は繰り返して行わなければならない、このように認識しております。

○伊藤(公)委員 第二回の国連軍縮会議に向けて広島、長崎の大会が持たれたり、昨日は中道四党における国連軍縮会議に臨む団員を送る大会が日本谷公会堂でも持たれました。そういう中で、この広島、長崎の被爆者の方たちの声も、会場の皆さんに改めて広島、長崎の悲惨さを非常に切々と訴えられていたわけありますが、日本がそういう立場で国連の軍縮決議にも、この委員会でもずいぶん御議論がありましたが、そういう特殊な体験をわれわれは持っているのに、その日本のが国連という国際舞台で軍縮決議にも、いままで当初は賛成、途中から棄権、反対。

私は櫻内外務大臣にもう一度ここで改めてお聞きをしておきたいと思いますが、なぜ棄権からレーガン大統領になつて日本は反対に回ってきたのかということをできるだけ手短に大臣の御見解を伺つて次の質問に移りたいと思います。

○櫻内外務大臣 不使用についての反対をいたし

たのが八〇年及び八一年でございます。

この八〇年、八一年を回顧してみますならば、八〇年にはアフガニスタン問題が起つてきておるわけであります。八一年は、その時点がボーランド問題とどうであつたか、昨年の暮れにはボーランド問題が起きておるわけであります、しか

しこういう国際情勢といふものは、遺憾ながら、ソ連がデタントと云いながらも軍事力を増強してある程度の力を持ったということを背景にしての第三世界に対する侵略である、あるいはボーランドに対する圧力を加えておる、こういうことから、これはそういうソ連の行動に対処して核の抑止力というものを考へるならば、これを使用を禁止す

るということに賛成をするということはそういう現状からする核の抑止力に影響があるということでしたがつて日本政府としてはそのときの国際情勢その他を勘案して、今後においてもそのときどきに考えていくということをこの委員会などでは说得力を持たないと私は思います。いずれにして

○伊藤(公)委員 米ソに対して明確に核を持つなということを日本が言えない、そういう日本の立場がとれないという状況では国際舞台でなかなか

うな行動がこの環境兵器禁止条約で使用禁止となるのかどうかという点でございますが、この条約が定めておりますのは、自然の作用を意図的に操作することにより第一條で言うような変更を加えることを目的とする技術ということをございまして、それ以外のことを利用とした技術が付随

して、それが何を目的としたか、それは、枯れ葉剤が東チモール、即ちエリヤの解放、インドネシアが東チモール、即ちマラヤ・ゲリラあるいはフランスがアル

ギリスのマラヤ・ゲリラが東チモール、即ち東チモールの反乱でこれを吸つて体内へ入れてしまうのですから、そのことが原因になつて様々ないわゆる奇形児が生まれてくるといふことで当時問題になりました。これはベトナム戦争で使われただけではないわけであります。イ

までも、もし軍事的にこの枯れ葉剤が使われるということがわかっている、そういう場合に

これは違反しないのかどうか、伺つておきたい

お伺いをいたしたいと思います。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

お尋ねございました、米軍がインドシナ地域において枯れ葉剤の使用、あるいは降雨量の増

大、またはトラクターのジャンブルにおける使用、それによるジャングルの破壊、こういったことをついて承知しているかどうかという点につきましては、そのような行動によって補給活動を阻害しようとしていたと言われているのでございませんが、その効果がどういうものであったかという点につきましては明らかにされていないのでございません。したがいまして、それらの事柄がこの条約の対象となるようなものでありましたかどうかにつきましては、意見を述べることは差し控えさせていただきたいと存じます。

なお引き続き第二の点でございますが、このよ

うな行動がこの環境兵器禁止条約で使用禁止とな

るのかどうかという点でござりますが、この条約が定めておりますのは、自然の作用を意図的に操

作することにより第一條で言うような変更を加えることを目的とする技術ということをございまして、それ以外のことを利用とした技術が付隨

して、それが何を目的としたか、それは、枯れ葉剤が非常に安い、武器としては非常に容易に使えるということだと思います。

○伊藤(公)委員 事実関係はよくお調べをいただ

いて御報告をいただきたいと思いますが、この枯

れ葉剤は當時ずいぶん報道もされました。空から

密林が真っ白になるほどまくわけですね。そして

当然その下にいる人たちは全部これを吸つて体内へ入れてしまうのですから、そのことが原因に

なつて様々ないわゆる奇形児が生まれてくるとい

ふうに考えております。

○伊藤(公)委員 事実関係はよくお調べをいただ

いて御報告をいただきたいと思いますが、この枯

れ葉剤は当時ずいぶん報道もされました。空から

密林が真っ白になるほどまくわけですね。そして

当然その下にいる人たちは全部これを吸つて体内へ入れてしまうのですから、そのことが原因に

及びその物資の実態を調べました上で答弁をさせ

ていただきたいと存じます。

○伊藤(公)委員 枯れ葉剤が軍事的な目的で使わ

れるというときは、日本は輸出ができるのです

か。するのですかしないのですか。

○坂本説明員 武器輸出三原則におきまして規制

をしておりますいわゆる武器の定義でございます

が、軍隊が使用して直接戦闘の用に供するものと

いうことになつておりますとこの

武器に該当し得るわけございますが、形式的に

文言上これら項目に該当いたしましても、それ

が他の目的にも使用し得る汎用的なものでござい

ます場合には、武器輸出三原則上に言う武器には

該当しないという解釈にならうかと存じます。

○伊藤(公)委員 時間をオーバーいたしましたの

で条約についての質問を終わりますが、いずれに

いたしましても、第一回の国連軍縮会議で園田外

相の演説がそれを立場を越えて非常に評価を

されました。マンモスはきばによつて滅びるとい

う外相の演説はその後多くの方々に引用されて

まいりましたが、ぜひ皆さんの知恵を集め、また

国連の演説がよくいくということだけではなしに

こうした舞台を契機にして日本がいすれの国にも

そうした戦争物資を送らない、武器を輸出しな

い、そして核に対しては世界の最先頭に立つて反

核の運動を、こうした国際的な世論をつくり出し

ていく、そういう力にぜひひなつてほしいといふ

うにお願いをし、外務大臣のまた現地での大きな

成果を期待して質問を終わりります。

○中山委員長 井上普方君。

○井上(普)委員 従来国連におきまして、化学兵

器と生物兵器は一体として論議されてきたと思

ます。それが四十七年でござりますが、国連で細

菌兵器ですか生物兵器だけ分離せられた。そして

また分離せられて審議がされておる。しかもこの

条約の第九条におきまして、化学兵器禁止条約を

合意するよう交渉継続を約束しておるのでござい

ますけれども、いまだに化学兵器につきましては

どうも条約ができないし、国連におきまして合

意ができない、こう思うのであります。その後十

年間たつておるわけなんです。化学兵器につ

いての審議は一体どうなつておるのか、この点の

経緯をひとつお伺いしたいのです。

○門田(省)政府委員 お答え申し上げます。

井上委員御指摘のございましたように、生物兵

器につきましては十年前に署名が行わたったと

ことで、他方化学兵器につきましてはいまだに国

際条約の成立を見るに至つていない、そのとおり

でござります。

わが国は、化学兵器もあわせまして、化学兵器、

生物兵器双方の国際条約をつくると、

ジユネーブの軍縮委員会でいろいろ活動をしてお

りますし、化学兵器について申し上げますなら

ば、一九七四年にはわが国独自の提案も行つてい

るという背景がござります。また、三年前におき

ましては、化学兵器の条約をつくるための作業部

会の設置、これによろしくごつけたわけでござ

りますが、その第一回の作業部会の委員長には日

本の代表が委員長になるということで、一口で申

し上げれば、ジユネーブにおける軍縮委員会にお

きまして積極的に化学兵器の国際条約成立を目指

して努力いたしているのでござります。ただ、繰

り返しになりますが、作業部会の設置、いまや

ちようど三年目に入っているわけでござります

が、まだ条約案の成立、案文の作成という段階に

は必ずしも至つておりませんで、現状では一応合

意を見た点についてひとまず案文の形にするとい

うところまで立ち至つているというのが実情でござ

ります。

○井上(普)委員 生物兵器は十年前に条約ができ

た、化学兵器についてはできない、どこにその原

因があるんですか。そしてまた、化学兵器と生物

兵器を分離した理由は一体どこにあるんです。

○門田(省)政府委員 化学兵器の国際条約化がお

くれている主たる原因といたしましては、検証問

題が複雑であるということにあるよう了解いた

しております。また、生物兵器が一足先にと申し

ますか化学兵器と分離した形で国際条約化され

ますか生物兵器が保有するところの特性、つまり生

物兵器といふものは使用されたことがない、また

生物兵器というものが多くの国によつてすでに廃

棄されているあるいは生産されていない、持たれ

ていない、そういうふうなことも手伝いまして、

また生物兵器が持ちますところの特性、つまり即

効性が必ずしもないといった問題とか、長期的に

これを保有することが困難であるとか、あるいは

またそのもたらす影響が非常に広範囲にわたると

いうことで、ひとり敵方のみならずみずからにも

はね返つてくるような効果を持つ等々の理由か

ら、生物兵器については直ちにと申しますか、早

期に国際条約化がし得るという点についての合意

があつたことによるものでございまして、もし化

学兵器と歩調を合わせるということになりますと

生物兵器の実現といふものがそれに引きずられて

おくれるということになりまして、これは望むべ

きところではないといふことから、生物兵器を化

学兵器から分離させましてひとまず国際条約化し

た、かように理解いたしております。

○井上(普)委員 いろいろ理由を言われました

が、まず第一番が、生物兵器と化学兵器を分けた

理由は、化学兵器は検証がむづかしい、こうおつ

しやられた。それでは反面考えれば、生物兵器は

検証がやさしい、こうおつしやるだろうと思うの

です。どんな検証の方法があるのですか、ひとつ

お伺いしたい。

○門田(省)政府委員 一つには、条約の第四条に

おきまして、締約国に対しまして、この条約を國

内において遵守、履行するため必要な憲法上の

措置をとることを定めております。第二に

は、問題が生じましたときには国連の安全保障理

事会におきまして国連憲章に従つて措置をとると

いうことが定められておるわけでございます。

一昨年、一九八〇年にございましたこの条約の

第一回再検討会議におきまして、それぞれ締約国

はこの条約が発効して以来満足すべき状況で推移

しているという認識を明らかにいたしております。

て、生物兵器に関する検証の点につきましては、

国内において憲法上の制約をやれ、あるいは国

連憲章上これで検証ができるんだ、とめておけば

できるんだ、こういうのでは検証ができるわけが

ない。検証というのは、各締約国が、あの国もやつ

てないぞ、われわれもやつてないぞというのを物

的証拠をもつてできることでなければならないと

思うのです。これでもつて憲章上検証ができるか

ら、その国の国内法であるいはまた国連憲章上で

できるんだ、こういうのでは検証ができるというのは私

は納得できません。しかもそういう理由のために

化学兵器の条約がおくれておる、それは私とい

てないぞ、われわれもやつてないぞというのを物

的証拠をもつてできることでなければならぬと

思ふのです。これでもつて検証ができるといふの

は、その国の国内法であるいはまた国連憲章上で

できるんだから検証ができるといふの

は、納得できません。しかもそういう理由のために

化学兵器の条約がおくれておる、それは私とい

てないぞ、われわれもやつてないぞといふのを物

的証拠をもつてできることでなければならぬと

思ふのです。これでもつて検証ができるといふの

は、その国の国内法であるいはまた国連憲章上で

兵器、通称バイナリーと申しますが、これの生産開始のことであるかと存じます。

このバイナリー、複合化学兵器につきましては化学兵器でございまして、御承知いたいでありますように、いまだこれの生産、貯蔵等々を規制する、禁止する国際条約がございませんということで、このアメリカの化学兵器の再生産の決定といふことが既存の国際条約に抵触するという関係にはないでございます。

○井上(普)委員 そのバイナリーといふのは一体何なんですか。そんな言葉は私は初めて聞くのですが、どうしたことなんですか。バイといふから生物でしょう。

○門田(省)政府委員 複合、二つを合わせるといふふうに一応解してよろしいのではないかと存じます。二つの化学剤を合わせまして一つのいわゆる化学兵器としての効果を持つものになる、そういうものでございます。

○井上(普)委員 それが化学作用で二つを、無毒なもの一つずつ合わせたことによって、それがバイといふ意味だらうと思うのだが、くつつくことによつて一つの物質ができるんでしよう、化学兵器が、化学物質が。それがとめられぬといふのはどういうわけなんですか。ずっと前のジユネーブの国際協定でもあるんじゃございませんか。

○門田(省)政府委員 一九二五年のジユネーブ議定書は、毒ガスその他細菌手段による兵器の戦時における使用を禁止するということになつております。このことは生産あるいは貯蔵、配備等につきましては規制をいたしていないということでございます。

○井上(普)委員 これはちょうど兵器のカンニングです。二つのものを組み合わせたら、いつでもともかく化学兵器になる。それはこれからもたくさんあるでしよう。それはあなたカンニングじゃないか。それに対して日本政府は抗議でも申しましたか。こういうのはジユネーブ議定書に違反するものじゃないかということはおっしゃいます。

いましたか。どういう立場でいま臨んでおられるのです。

○栗山政府委員 化学兵器が使用されるべきではないという一般的な原則はあると思います。しかしながら、ジユネーブ議定書の問題として申し上げますと、ジユネーブ議定書につきましてはアメリカ、ソ連を含めまして非常に多くの国が留保しております。ごく簡単に申し上げますと、いずれも相手が使つた場合には自分の方も使うぞ、こういった形の留保がなされておりまして、この種の留保というものは遺憾ながら兵器の制限、禁止関係の諸条約につきましては一般的に広く從来から行われておる慣行でございまして、あらゆる場合、相手が使つた場合も、自分を含めて、あらゆる使用者を禁止するという約束といふのはなかなかできないということが実情でございます。したがいまして、ジユネーブ議定書につきまして、各國とも非常に多く、いま申し上げましたような形で留保しておる現状でございまして、その限りにおきまして違法あるいは条約違反、議定書違反といふわけには法にはまいらないと思います。いわんや、その使用に至らない前段の生産ということ自体をとらえてジユネーブ議定書違反であるというわけには法的にはまいらないというふうに考えております。

○井上(普)委員 いまおっしゃつておるのは、大筋においては間違つておると思いますよ。日本の政府の立場としては、わが国は世界の恒久平和を願い、かつまたその目的のために国連に入つてゐる、そしてまた、そういうような非人道的な兵器もある、そのためには使うべきでない、またつくるべきでない、こういう立場でわが国外交といふのは進んでおるはずだ。いまのおっしゃつておるであります。

○井上(普)委員 あれはまさにアメリカと同盟国と言つても、私はそれは認めていなければなりませんか。アメリカがそのような化学兵器を進んでおるはずだ。いまのおっしゃつておるであります。

○井上(普)委員 だから、あなた方に言わすと、日本はこれは同盟国なんです。その同盟国がそのような非人道的な化学兵器を製造しつつある、これが対して日本政府としては一体どういう立場をとるか。それは、化学兵器は反対でござりますとわざがあるけれども、その盗人にも三分の理屈にも該当しないよ。ましていわんや、日本の外交といふものは恒久平和を願い、かつまた人道的なもじりもございませんか。アメリカがそのような化学兵器を使つておるというのには、これはもう周知の事実になつておる。歐州においても大問題になつておる。それに対し、日本がこれに対する抗議を對しては、これは注意するか抗議をするかするのこそ、あなたの言う同盟国の立場じゃないですか。

あると私は言わざるを得ないとと思うのです。少なくとも、そのバイナリーなる化学兵器、こういうものをつくらしてそのままそれを容認しておき曰本政府それ自体が——あれは二つ合わせばいいんだから、あるいはジユネーブ議定書の抜け穴を使つてゐるんだからいいでしようという態度、これは日本の国は反するゆえんであると思うのですが、いかがですか。櫻内外務大臣。もういいよ、役人どもは。

○門田(省)政府委員 ちょっと事実関係を……。アメリカは、ニクソン大統領の際に、一九六九年の時点で化学兵器は持たないということを明らかにして、七〇年代に入りましたは生産を停止したのでございます。他方、一九七七年から、ソ連との間で化学兵器の包括的な軍縮交渉をしておりました。やはり交渉をするためにはまらないと思います。いわんや、その使はれておりませんが、その時点におきましては、アメリカは化学兵器を持たない、したがつて交渉をする場合にも足場が十分でないということで、実りある交渉ができなかつた。やはり交渉をするためには自分たちも持たねばならないという認識があつたので、この際それを再び生産する、ただし、ソ連の方で話に応じてくるということがあればいづれも生産は中止するし、もし生産したものがあればそれは廃棄するという意向を明らかにいたしておりますので、この点をつけ加えさせていただきます。

○井上(普)委員 現在あなた方はアメリカと同盟國といふもののは使うべきでない、またつくるべきではありませんか。アメリカがそのような化学兵器を進んでおるはずだ。いまのおっしゃつておるであります。

○井上(普)委員 だから、あなた方に言わすと、日本はこれは同盟国なんです。その同盟国がそのような非人道的な化学兵器を製造しつつある、これに対して日本政府としては一体どういう立場をとるか。それは、化学兵器は反対でござりますと声を高らかにおっしゃることも必要でしようが、しかしあなた方が言われる同盟国がそれをつくろうとしておる、いや、つくつておる、今までいたんやめておつたものを。これに対してもあなたは、日本政府は一体どうあるべきかということを私はお伺いしている。しかも、先ほど、ジユネーブの軍縮委員会において作業部会の委員長に日本の外交官がなつておる。そしてまた、条約まで

相でも絶対悪だらうと思う、この絶対悪をやめさうだ。ここに私は日本の外交がアメリカ追随だと言われるゆえんがあるうと思うので、まあ外務大臣は鈴木總理と一緒に國連に行かれる、この点はひとつアメリカに対して強く反省を求めるような行動をとつていただきたいことをお願いするのでございますが、いかがでございます。

○櫻内國務大臣　日本政府が化学兵器の禁止ということを繰り返し申し上げておつて、日本政府の姿勢というものは明白だと思うのですね。ただ、いま井上委員のお尋ねは、アメリカが生産を開始する、それには、使用しないということを前提にしておるようであります。また、ソ連が化学兵器を保有しておるということを明らかにして、それに対するいわば対抗措置的なことをとつておる、これはこれでアメリカがその生産を再開したという理由を公にしておるわけですが、そのことによつて日本政府の化学兵器禁止の立場といふものについて、これは変更はございません。また、このことは繰り返し強調しておるところでございます。

○井上(普)委員　私は、アメリカに対して要求しろということを申しておるのであります、これに対して御返事がない。まことに遺憾であります。このことは、政府としましても國連の場において、一たんやめておるのを、そういう絶対悪の兵器を生産することに対し強く抗議することを日本政府としては要求することを私は外務大臣にお願いすると同時に要求いたしたいと存ずるのであります。

それから、もう時間もございませんが、いろいろとの法律になり、あるいは条約になりいたしておりますので、言葉の定義というのは、これは

かなりむずかしいのじゃないだろうか、このよう
に思う。生物剤とは一体何なのだ、毒素とは一体
何なのだ、この点、第二条におきましてですか、
條約におきましてはその定義がないのですか
が、法律におきましては定義をいたしておるよう
であります。

そこで「この法律において「生物剤」とは、微
生物であつて、人、動物若しくは植物の生体内で
増殖する場合にこれらを発病させ、死亡させ、若
しくは枯死させるもの又は毒素を產生するものを
いう。」こうなつてゐるんです。これは「私は」
理由がわからぬ。どういう意味かわからぬ。
増殖する場合で、発病させる、発病というのは一
体どういうことを発病と言うのですか。発病とい
う定義をひとつ、私も医者の端くれなんだ。ひと
つこの定義が、しかも条約の方には定義がない。
これはどういうことなのです。

○門田(省)政府委員 発病させるというのは、要
するに、人、動物にとりまして、その体内に生物
剤が入つて増殖する結果、人あるいは動物が病氣に
にかかる、そういうことを意味するものと思いま
す。

○井上(普)委員 その病氣にかかる理由、病氣に
かかる、それなら病氣になるというのはどういう
状態を言うんだ。私は、これは非常にむずかしい
と思うんだ。これは苦心の作だらうと思うが、こ
こらあたり、法律にするならば、未熟な法律じや
ないかいなと思いながら、実はこれを見ているん
だ。定義もわからない。毒素を產生する、毒素と
は何だ。英語で言うトキシンですか。

○門田(省)政府委員 そのとおりでございます。
トキシンでございます。

○井上(普)委員 トキシンしてもいろいろと種
類がある。トキシンと言えるものか、言えないも
のか、医学的には非常にむずかしいところがあ
る。たとえて言えば、いまここに、「昨日、『生物
兵器禁止条約との関連における主な細菌剤及び毒
素』というリストをもらつた。それでこう見てい
くと、ニューカッスル病とか、いろいろ問題が出

てきている。それで、病原体が生物と言えるのか、あるいは鉱物と言えるのか。生物と鉱物との境目、無生物と生物との境目、こういうものがいたくさん出てきているんですよ。国際的にも、たとえて言うならば、たゞこのモザイク病なんというのは、これはもう御存じのとおり、活動をやめてしまつたら結晶になるんですからね。これは無生物になる。適宣の時代が来れば、環境が変化すれば、これは生物として繁殖するんだ。こういうような病原体まで出てきているんだ。ここらあたりは、私はどうも、条約ならともかく、条約というよりは、國內法をつくる以上、もつと詳しい定義をしておく必要があるんじゃなかろうか、こうも思っています。しかし、こらあたりは将来問題になるから、もしこの法律に違反した場合には、懲役十年か、あるいは五百万円以下の罰金とかなんとかいうことが書いてある。だからこらあたりの定義をもう少し的確に、定義というよりはその言葉の解釈を、これは時間がございません、きょうやるのでございますが、後々、国際情勢のときでもよろしくいうございますが、あなた方の考え方をまたがたせられたらかなわぬので、こらあたりを明確にさせていただきたいと思うのであります。

それからもう一つ、先ほど問題になつておりますした法律の方の第五条に「主務大臣」とある。そしてまた第七条に「この法律における主務大臣は、政令で定める。」こうあるのですが、この「主務大臣」というのはだれだれなんだ、これは小林議員が質問したのだけれども、御答弁になつていな。ここらあたりは、政令は一体どうなつているのか。用意はできているのか、この点とあわせてお伺いしたい。

○門田(省)政府委員 第七条に引用してございます政令につきましては、ただいま関係省庁と鋭意検討を行つてあるところでございます。

○井上(普)委員 大体法律をつくるときには、この法律に定める政令というのはおおよそこれぐら

い、こういうものでござりますと言つて国会に提出するものがルールなんだ。これから各省庁との間で検討いたしますという法律は初めてお目にかかる。これは当局の怠慢としか言いようがございません。

そこで問題になりますのは、「これを見てみますと、第三条に目的が書いてあつて、「その他の平和的目的をもつてする場合に限る」ということが書いてあり、かつまた、第五条の報告義務のところでは、「業として生物剤又は毒素を取り扱う者に對し、その業務に関して必要な報告を求めることができる。」これは製薬会社であれば厚生大臣だということはおおよそ想像はつきます。しかし、これは製薬会社だけやないと思う。そうなつたら一体どこになるのだ。あるいはまた、これは大学でつくるという場合もある。私立大学でつくるという場合もある。こういつたときには、「一体任務大臣はどこになるのだ。」これは罰則もついているのだから、国民にとつては重大な影響を及ぼすところなんだ。だからこらあたりははつきりさせなければならない。にもかかわらず、政令はまだ検討中でございますと言つて出してこられたこの法律というのは、まさに欠陥があると言わざるを得ない。

時間が参りましたりするので、私は引き続きこの問題については次の国際情勢の審議の際にひとつ明確にさせていただきたいことをつけ加え、この程度に終えたいと思います。その際に私はもう一度この問題については質問いたします。

○中山委員長 これにて各案件に対する質疑は終了いたしました。

めるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立總員。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

次に、環境改変技術の軍事的使用その他の敵対的使用的禁止に関する条約の締結について承認を求めるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立總員。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

次に、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の締結について承認を求めるの件について採決いたします。

本件は承認すべきものと決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立總員。よつて、本件は承認すべきものと決しました。

次に、細菌兵器(生物兵器)及び毒素兵器の開発、生産及び貯蔵の禁止並びに廃棄に関する条約の実施に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○中山委員長 起立總員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お詫りいたします。

ただいま議決いたしました各案件に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中山委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○中山委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十三分散会